

流山市市民参加条例第13回検討委員会会議録

日 時：平成22年9月18日（土）
午前10時から12時半まで
場 所：市役所 305会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、越智委員、片岡委員、田口委員、内藤委員、
野路委員

欠席委員

狼委員、金田委員、管原委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

なし

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

- (1) 全体にかかわる論点について

(事務局・高橋)

ただいまから市民参加条例検討委員会、第13回検討委員会を開催いたします。それでは、委員長よろしく申し上げます。

(委員長)

おはようございます。第13回目の検討委員会を開催したいと思いますのですが、今日はC委員、G委員、F委員、H委員4名それぞれ事情があり、欠席です。その中でもCさんは9月15日にお母様が亡くなりました。それでその通夜、葬儀は9月20日あさって夕方6時から天翔ホール、初石で行われまして、葬儀はその翌日21日という予定になっております。

ということで今日は全体のそれぞれの部会で行われていることを、互いに理解しあうということも1つなのですが、コミュニティ部会の方は私を除いた4名が参加できないということになります。

本日の出席状況ですが、今日は傍聴もないようですけれども、途中から見えるかもわかりません。基本的には許可するというので、いきたいと思います。本日の出席状況は欠席の申し出がある委員は先ほど申し上げましたようにCさん、Fさん、Gさん、Hさん4人ということで、出席者6名欠席者4名ということで流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございまして、会議は成立していることを御報告いたします。

今日の概要ですけれども、まず事務局からの提案、それから前回9月6日のことを踏まえて、各部会で再検討したことの報告、それから関谷先生から講評をいただいて、質疑と。それからお手元にお配りいたしますけれども、市民との意見交換会について、たたき台について相談したいと思います。そしてスケジュール上では、9月末提出になっているまとめについて、今後どうするか。

先ほどの報告を訂正しまして、出席者7人、欠席者3人ということになります。

では、まずは事務局からの報告、提案、それと今日関谷先生が約40分遅れて来られますので、関谷先生がいない状態での議論を、予定を少し入れ替えながらすすめていきたいと思います。では、お願いします。

(兼子コミュニティ課長)

事務局からちょっと提案ということで、今後の日程のからみもごさいます。まず1点目でございますが、皆さんから一応市民との意見交換会ということがございましたので、11月13日土曜日午前、午後に分けまして、11月13日の土曜日9時30分から11時30分こちらリサイクルプラザ、それから午後、14時から16時東部公民館で意見交換会を行いたいということで、これは広報等か締め切りの関係だとか、会場によって、それから関谷先生の日程との関係で11月13日に予定でお願いしようかと思っております。

もう1点は10月31日市民まつりがございます。そこで市民参加条例啓発ブースを設けてもいいのかなということを御提案申し上げたいと思っております。以上にて11月13日、日にちが前後してしまいますが、11月13日に意見交換会、それから10月31日市民まつりの啓発ブースの参加ですね。その辺もからめながら本日の議論等々お願いできればと思っております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、最初に今お手元にお配りしております市民との意見交換会案というものを、渡していますけれども、これは11月13日ということで予定が出ておりますけれども、内容についてたたき台としてこういったものをつくってみました。流れとしては最初に市長の御挨拶をいただいて、これはあまり長くならないようにきちんとお話しておいて、それから講演関谷先生に60分これは市民参加についてお話いただくということで、そこで休憩時間をとってその次には、テーマは「私と市民参加」これもあくまでも案です。やり方としてはワールドカフェ方式というのがございます。ワールドカフェというやり方、御存知の方いらっしゃいますか。ワールドカフェ方式というのは、いろんな場ですね、場で、オープンスペーステクノロジーという場をつくる方法があるのですけれども、その方法の一環でですね、たくさん参加したときにその参加した人たちがお互いに情報といたしますか、そこで話し合われたことを共有するというやり方です。これは最近では昨

年の横浜の開港150周年で横浜市が1000人市民にこのワールドカフェ方式でやりました。やり方というのは5人から6人で1チームをつくって、そしてこの会場にメインファシリテーターが1人いまして、全体の進行を司りますけれども、それ以外にグループごとにテーブルファシリテーターという方が入って、そのグループでの議論を活発にするということなのです。そして変わっているのはそこのグループで最初に20分間ワークショップをやります。ワークショップをやったあと、1人そこに残ってそして残りの4人から5人の方は全然別なチームにいくわけです。行ったチームには1人また残っていて、最初の20分間で話し合われたことが、その残った人から報告される、それと同時にそこに参加したほかの人たちからも、自分たちのチームではこういったことが話し合われたよと、そこで話し合われたことにさらにまた皆さんの意見が寄せられると。そしてそれを今度はもって3つ目はまたもとのグループに集まるということで、たくさんのテーブルで話し合われたことを共有できるというやり方です。その時にテーブルの上には模造紙がおかれておりまして、これはもう自由にそこに参加した人たちが、話し合われた内容についてどんどん書き込んでいくというようなことです。そういうことによって情報、今回の場合は関谷先生の話を受けた上で自分たちと市民参加、私はこういう市民参加をしていますよとか、あるいはこういう市民参加があるといいねといったようなさまざまな意見がそこに集められるというやり方です。こういうやり方を今度11月13日にやってみたらどうかということで、考えています。

先ほど時間は2時間というお話がありましたけれども、これは一応2時間半ということで、150分でやってみたらどうかということでの提案です。これについての御意見、あるいは別な形での案をお持ちでしたらいただきたいと思います。

(D委員)

ちょっと質問です。このワークショップ方式というのは、わかってそれはおいといて、もしこれをやるのでしたら要するに先生のお話は、それは皆さんの共有化ははかれるのだけれども、あとその資料みたいなものはどういうふうにするのか、つまり今までここまで煮詰めてきてほぼ

条例の大枠というかかなり細かく議論したところもある、そういうものについてそれを資料として皆さんに提示して、それについてワークショップをやるのか、それとも関谷先生のお話を受けて自分たちが先ほど梅谷さんがおっしゃったのは、私たちはこういうふうにやっている、私たちはこう思うよというようなそういうすごい大枠のところで作ろうとするワークショップなのか、その辺はどういうふうに想定されているのか、これがいいとか悪いとかよりも、そういう感じのワークショップでいいのかなとちょっと思ったのですね。もうここまですすんできていて説明資料をつくらうとやっているときに、そうするとこの方式でありながらなおかつ資料をもっとていねいに出したほうが、ていねいに出して私はこういうのをやっているよはもちろんいいのだけれども、この皆さんが検討委員会が出したこの部分についてはこう思うよというふうなもう少し具体的なテーマに絞ったほうが、ワークショップとしてわれわれのそのこの検討委員会の案にフィードバックできるような形になっていくのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうにかう。

(委員長)

Dさんの御意見でそのほかにも何か御意見ありますか。

(E委員)

またちょっと同じところなのですが、まず今の段階で時間が限られた中で、できるだけ多くの人の意見をきこうという基本的なスタンスですよ。それに合う方法はどういうのがいいかと考えていった場合、これも1つの方法かもしれませんが、ちょっとあまり幅を広く検討とか、意見をもらう幅が広すぎてしまうとあとでまとめが非常に難しいのですよ。既にうちのほうで説明を意識して検討説明資料をまとめるような段階にきているわけですから、ある程度素案がもうまとまってきているわけですね。それについて意見をいただくというふうに範囲を狭めたらどうかなと思います。そのほうがいろんな意見が出やすいのではないかと。そういってもそれは任意であって、ほかの意見は全部だめなわけではないから、当然ほかのことは関係ないからもっともっと意見をというのもあるのではないかと。それをもらうにしても、まずその範囲をきち

んと狭めると。うちから出した説明素案をその説明資料についての意見をいただくというふうに絞ったらどうかと思っておりますが。そうしないと時間が足りないのではないかなと。これもすごくいいと思うのですが、もうちょっと早い段階だったらね、これで私はいいいと思うのですが、それと最後これどういうふうにまとめていくのか、どう意見をもらうのかという、最後おかずがあるよとかいう、アンケートでもらうのか、なんかそういう形のものを想定するのかなと思うのですが、ということが1つですね。では、代案があるのかなというのと、私は基調講演は関谷先生でよいと思うのですが、それを受けてブースごとに、例えば今回大きく分けると4つくらいに分けられるかもしれませんが、いくつかに分けて、例えば前文とか目的とか原則をですね、それから定義みたいなその辺。それからあと議会への参加、行政への参加、協働4つ、5つに分かれるのかわかりませんが、それごとのブースをつくって、そこにそのテーマを決めてそのテーマについての御意見をいただくコーナーをつくる、ブースをつくと、そこでいろんな意見を頂戴すると。そしたら非常にあとでまとめがしやすくなるし、意見も活発に突っ込んでいけると。最初からウワーッと広げてしまっただけとんだり、こっちとんだり相当混乱するのではないかと思いますので、これまとめる側がファシリテーターかなんかやるのかもしれないし、どなたか筆記するのかもしれないけれども、相当難しいと思うのですよ。私はできるだけ効率的に皆さんの御意見をたくさんいただくためにも、テーマをいくつかに、5つ6つになるのかな、にしぼってそのテーマだけの検討、御意見をいただくという方式のほうがいいのではないかと思います。それもワークショップといえはワークショップかもしれませんが。

(D 委員)

それはあるからやっぱり資料とか何を目的というのをちょっとしぼったほうが。

(兼子コミュニティ課長)

一応事務局としては、13日概ねこの前の委員会で絞って骨格を骨子

ですね、決めていただいた部分、そのの市民との意見交換会だと考えております。それとBさんに案をいただいた部分なのですが、うちのほうの時間設定が2時間なので、ちょっとこの辺の2時間超えてしまっていますので、その辺の調整もつけていただければと思います。

(J 委員)

私こういうことの経験値がないものですから、素朴な疑問からですね、こういう1つの会議を開く、意見交換会とっていますが、少なくともこの案というのはどういう市民を集めようということを想定されているのかなど、ただ漠然と市民ということなのであれば少なくともその事前に市民に対してどういうアナウンスをするのか、広報があるのか、それによってどういう層が集まってくるのか、そこも私は経験値がないものですから、こういう形で開始した場合、その前提なくてこう実際来た人たちに対して、先ほどのおっしゃるとおり折角われわれがこの委員会の中でもって1年近くかけてつくってきたものの内容というものを、タイミングとしてそれが目的で意見交換会というのをやりましょうという1つの論議過程になっているのか、自分自身記憶しているのですが、そうなるとそこが今出された中では見えにくいなという、途中でDさんやEさんの御意見もあったので、そういったものが次の今日のこの論議の中で入ってくればそれはまたいいことだと思っています。

もう1つはこのワークショップというワールドカフェ方式というのは私初めて見たのですけれども、これは相当こういうことをわかった人でないと各グループに分けられても、自分がどのグループでどういうふうに意見を言えればいいかというのが、関谷先生の基調講演60分で本当にそこまでのレベルに達するのだろうか、そういった心配もあります。そこは素案とか資料の取り扱いによって、変わってくるのかなど、もしこの方式をどうしてもとるというのであれば。それから今Eさんがいわれた各ブースごとに分けるということも、実はそのテーマごとに分けるということに対しては、果たしてその日集まった人たちがいきなりそういうテーマごとのブース、自分がどれを選んだらよいのか、偏りが出た場合はどうするのかそんなようなことがちょっと実務的な書類上の問題でも少し気になるころはあると思うのです。だから私はざっくりばらん

に2時間という制約の中で、前半に1時間強休憩時間入れれば1時間20分使うということであれば、残り時間は相当乱暴なことかもしれませんが、この素案いわゆる資料によってここでもって説明する時間を若干入れたあとに、それで皆さん方の意見を挙手方式でもよいので、有効的に聞くという方法、そういったものでもかなり市民との意見交換会という効果になるのではないかと思います。これは今回限られたある意味でわれわれまとめなくてはならないという中でも市民との意見交換会がどうしても必要なのだと、いうことを前提に考えてこれはとにかくここはクリアしたい、そういう意味で今申し上げたわけです。そういうような私の考え方もあるのです。

(E 委員)

さっきDさんからヒントを得たのですけれども、いずれにしても、どういう方法をとろうが事前に広報する場合に、ある程度のことは事前に知らせておく必要があるのですね。例えば全体でやるにしても、こういう素案の見出しぐらいは示して、こういうことについて、皆さんのご意見をいただきますよという一括でやるワールドカフェ方式もあるだろうし、私やEさんが言っているブースごとにしても、こういう項目についてブースをつくりますので、そこでご意見をいただきますよということは絞って、事前にいっておかないと突然に言われても、とまどうと思うので、それはどういう方式にしても、それぐらいのことは、骨子の、われわれが出すここで検討した骨子の素案の目次ぐらいはいっておかないと、いけないのかなと。いずれにしても今回の市民との意見交換会の目的は何でやるのか、何のためにやるのか、ということが1番大事なので、これを折角時間延長してまでここでやろうとしているのは、市民の声を具体的にいただこうと。それにはある程度例えば半分か同じぐらいは、あるいは7割ぐらいは素案ができていますから。そういう具体的な面を示して、これについて叩いてくださいと言わないと、もう最初から何でもよいと言っちゃうと、ちょっとまとまりがつかなくなってしまう。

(D 委員)

最初の段階なら本当にそういうこともできたのでしょうかけれども。

(E 委員)

そのほうが、また意見が出やすいと思うのですよね。

(D 委員)

それと、そこに引き続きの同じような路線の話からいきますと、関谷先生の講演会からいきなりその紙ベースだけで、その骨子なりなんなりといっても、こんなものをいきなりパーッと紙ベースで、前に読んでいても、いきなり読んでいても、それってすごく難しいですよね。自分に引き寄せて考えることができないという部分があるから、その辺資料の提供の仕方というのも、本当はブースの中で、各ブースごとに説明をするとか、わかりやすくもうちょっと引き寄せるような形でできるような時間というのは、やっぱり2時間しかない。午前、午後でやってしまうと無理ですよね。前に自治基本条例の時のことをしょっちゅう出して申し訳ないのですが、そのときは基調講演あって、それでそのあとやっぱり担当を決めて、その例えばまちづくりのところとかなんとかの部分というのは、全体の章がだいたいそういうところは骨子案が決まっていたから、その辺を分けてじっくりと時間をとって、司会者とファシリテーターと担当がクエスチョンアンドアンサー形式で、この市民自治とはなんでしょうねとかいう形でちょっとシンポジウムやって、そこでフロアの人に皆聞いていただいてそのあとブースに分かれて、そしたらものすごく意見が出ていたのですよね。だからその紙ベースだけではものすごく、広報にももちろん最初に出していただくのは必要だと思うのですよね。紙ベースを出しておいて、あとそのフロアというかその場の会場に来て下さる方にどこまでその身近なものとしてこの検討案みたいなものを、噛み砕いてわかっていただけるかという部分の時間がちょっとないと、はい、これですよ、読んでくださいね、はいはいアンケートしてくださいねでは、それは本当の生の声は出ないし、その辺の時間配分がどうしても午前、午後1日でやらないと時間的な問題として。ちょっと無理なのか時間配分の関係もあるのはわかるのですけれども。

(E 委員)

時間配分の時間がないからというなおさらDさんの意見に賛成で、全体に一括でわかってもらうにしても、何にしても、例えば1時間なら1時間の間に全部やらなくてはならなくなるから。ところが各グループに分かれれば、各グループが1時間あるのですよ。例えば全体でやるとそれは5つの部分に分かれたとすれば、5分の1ずつしか自分の時間がないということになるわけですよ。そうですよね。例えば1番のテーマについて、10分、2番に15分とか、10分くらいしかないわけですよ。ところがグループに分かれればテーマごとのブースに分かれれば、1グループのテーマごとに50分ずつとか1時間の時間がもらえるわけですよ。そういう意味では非常に多く意見がもらえるのかなと。

(J 委員)

その考え方については、私は基本的に賛成なのですが、ただ何度もくどいようですが、実効性の問題ですよ。要は本当にたった2時間全体を通して、計られた2時間の中で、それで今おっしゃられるように資料提供、その素案というものを当然グルーピングが必要なのですよね。そういったものに対して、それをどう思うかということをするわけですから、そのときに本当にうまく分かれてくれるのかどうかということ、つまり分け方の問題に対して皆が分けて、そこでおっしゃるとおり有効に残された時間を使えるということ、これは私もうなずけるのですが、そのことに対してむしろ心配なのが今申し上げたようにグループ分けしたときに、ちゃんとバランスがとれた、極端に言えばゼロのグループですよ。そうなってしまうと結果的に変な形ですが、私は多くの意見を集めるということのほうで残された時間が3、40分しかないのではないのかという現実的な話ですよ。意見を、皆さんの意見を聞くということならば、全体でも聞けるものは聞けるのではないかと。

(E 委員)

するとよけい例えば今の一括でということになると、ブリーフィングも少ししなくてはなりませんよね、しろわけして、はい、これでやらな

いかというわけにはいかないから。例えば骨子の素案の説明も話すくらいは、10分から20分くらいかけて説明しなくてはならないですよ。そうすると、なおさら、残り40分くらいの中で、全部を40分かけてやるのと、そうではなくて同じ方式ですけども、グループごとにやってもブリーフィングは必要ですよ。テーマについて10分くらいでしたっけ、その資料を説明しますと、そうするとあと50分残っているわけですよ、そのことだけに。それが4つか5つあるわけですから、その方が多くの意見を頂けると思うのですよ。

(D 委員)

それと……

(I 委員)

まずちょっと思ったのですけれども、残り50分というスケジュールだそうなのですけれども、僕なんかもよく説明会とかよくお客さんに会社でやっているのですけれども、市長と関谷先生の2人で70分というのはちょっと聞いているほうとして、飽きてしまうというか、聞かなくなるので、市長は10分で関谷先生が例えば20分か30分であとその今回こういうふうにとまとめましたというのを20分か30分で50分か1時間くらいの説明をして、そのあとワークショップならワークショップで、ワークショップもちょっと集まる人数を想定しておいて、少なかったらちょっと変えて……

(E 委員)

賛成、賛成。双方で、市長が5分で関谷先生が40分。

(D 委員)

40分ね。あと20分はどうするのですか。

(E 委員)

そうすると1時間くらいは意見を頂戴する時間があるわけですよ。その1時間の中で、全体でやるのか、私は個々でやってもらうのでいいと

思うのだけれども、個々にやって各テーマごとに10分か15分、説明しなくてははいけませんよね。市民参加、行政の市民参加については、とか具体的に説明しなければならない、それで詳しくはここに書いてあります。ご説明するところになりますと。それでご意見はいかがでしょうかとならないと集まらない。私は集まらない、分けると、全然パラパラのところがあるのですよ。それでもそれはそれで市民の関心が、ある意味アンケートになるのですね。市民の関心がこの項目については薄いのだな、この項目については、多くの人が集まって、関心があるのだなという1つのアンケートになりますので、データになりますので、それはそれでいいと思うのですよね。

(J 委員)

それは、私は別にこだわらないから、冒頭で申し上げたように、経験値はないので、それはそういう経験をされている方のそういうあれであれば私は……

(D 委員)

結構おもしろいのですよ。ものすごく盛んなブースがあったりして、私もそれでやっぱり自分が、関心がないところにね、無理に振り分けられても、なかなか厳しいからとりあえず関心のあるところに、皆さんちょっと按配みながらちょっと少ないところへ行ってくださいといいながらも、関心があって言いたい、例えば議会のところなんか言いたいなという、ワーッと群がって自治基本条例の時なんか言いたいところへいくわけですよ。そういうところもやっぱり1つの市民のあらわれで、そうしてそこは意見をたくさんもらえるし、だからそれはそれでいい……

(副委員長)

もうちょっと今のブースについてのアイデアについて、2つ質問があるのですけれども、1つ目が本当に人数がかたよってしまったときにそれはそれでしょうがない、人気のバロメータだという言い方もあるのかもしれないけれども、この条例としてはある意味手続き面での決まりごとをつくるという意味合いはあると思うので、多少人気がなくともやら

なくてはならないから、そこら辺のところ、人気がないにしてもうまく意見を聞き出せるやり方はないのかなと思ったりするのと、あと人数が思いっきりかたよってある特定のテーマに数十人が固まったとした場合に、どういう形で意見をいただくかというところもあるけれども、あまり人数が集まったりし過ぎると意見の吸い上げがかえって難しくなったりしないのかなと思ったりするのですけれども、その辺はどうでしょうかね。業界的には私立幼稚園なので、1つのことに対して大きな柱で出てくるのですけれども、意外とそこら辺はそこまでこうはっきりと偏りができるような分かれ方をするという経験がないかもわからないです。あとその1つの考え方として5、6人で1つのグループをつくる、グループを皆につくってもらった上でそのグループごとに意見交換するテーマをいくつかのうち選んでもらって、ということもありなのかな。

(D 委員)

それでもありだし、例えばブースの中でもそのワーツと集まってそれもありだし、例えばブースをつくっておいて御自分の関心のところといったときにそこはもう議論するというより、それだけのあれをもっているから、そこをちょっとポストイットで項目ごとというか自分の関心をこうこうということを書き込んで、ブースのボードに書き込んでもらう。それで自分の関心のあるところ終わったら、今度は違うところに行ってもらうということで、これのワールドカフェ方式の一部を取り入れて、そうするとけっこう同じような意見もバーツと出てきて、そこはファシリテーター整理の問題ですけれども、それを整理していくとけっこうその意見としてきちっと分類できるのですよね。それをポストイットワールド方式というから。

(H 委員)

皆さんおっしゃることすごく感心してしまったのですけれども、これを皆さんのを聞く前に思っていたことで、なんか今まで聞いていてひっくり返してしまうような意見になってしまうのですけれども、これをパッと見てまずちょっとマイナスイメージな面があるなと思ったのが、今までここで言われていた時間がなかったりだとか、たくさん広がって

しまうというのがあると思って、あとはそのプラスの面があるなと思ったのが、これをやることによって、最初に例えばこういった資料とかを配らないでやることによって枠がないから、たぶんその私たちが考えもつかないような意見が出るような気がするのですよ。だからこれを見ると1回これを見たらここから縛られてしまって、というのがあるから、あとはその広報とかのときにこういったことをやりますとかいうと、あんまりけっこう意欲のある方しか来ないかなと思って、その今の時間でこの段階この意見交換をしようという段階でこういったことをいろいろななんなんなんですけれども、もうちょっとこの市民参加条例というのももうちょっと幅広い人がターゲットかなと思うので、そういう無知な人とかも呼ぶのもありなのかなと思って、そういったそこから意見が大事かなとすごく思って、そういったときに例えばさっきゼロから、ゼロの人が集まるとかいう話もあったと思うのですけれども、逆にそのゼロの人が集まったところとか、あとはけっこう知ってる人が集まったりするのもすごく面白いなと思って、けっこう知ってる人がいるとそれに自分の中がすごいなと、圧倒されてしまって意見がふーんという感じで納得してしまったりもするので、そういったことを思いました。あとはそのブースもすごく素敵だなと思ったのですけれども、ブースだと私たちがこうおいて、来てくれた方々という感じで、なぜかやや対立というわけではないですけれども、そういった感じでやるよりは私たちもこのグループに入って、皆でこう同じ立場で意見を出し合うというほうが意見が出るし、楽しくできるのかなと思って、こちらのほうは思いました。なんかこう言っているだけだとあれなので、まず先に関谷先生の話が短くなったとして何も資料を渡さないで、幅広く意見をもらったりとかをして、そのあとここでグループを分けるとかいうのがあったのですけれども、そのときにだんだんお題をあとに繋ぎやすく、導いていくようなお題で議論をしてもらって、そのあとに最後にブースごとで専門的な意見とかもきくのがいいかなと、最初にこもってだんだんいいにくくなりましたと。

(E 委員)

時間がないのですよね。いかに有効にその相手の意見を多くもらうか

ということを最大のポイントに考えていいのですよね。ただ確かにHさんの言うとおりに。

(D 委員)

だからそこら辺ちょっと取り入れることはできないかなと、私はちょっと思っているのですよ。とにかく発想がこのテーマといいながらも発想はもうちょっと広がりがあるわけではないですか。その辺枠を越えてほしいなと私もすごく思うので、その辺をちょっとなんかこうそこを2つのワークショップのテーマを、さっきテーマを大きくしておいてそれからこっちへ導いていくというその辺のほうもちょっとね、いきなり最初から市民参加というより議会のことについてくらい大きく広くしておいて、いいたいことってそこからもうちょっと今度は議会の市民参加というふうにしていくとか、いきなり全部360度というのはちょっともうこの時点では無理だと思うので、だけど。

(J 委員)

ごめんなさい、ちょっと。今かなりうたれたことがあるのだけれども、少なくとも11月13日は市民参加条例を今つくっていますと、そのことについての意見交換会を行いますと。これは、当然最初の段階ですよ、実際に単なる公募者とかそういうことだけの問題なのか、逆に市のほうからあるいは委員長と連名でもって各組織なりにいって、一定程度の組織の長にはさらにきめ細かく考えを出すのか、そういうことも1つ方法論としてあるのですけれども、その前提にしたときにさっき彼がいったように市長の挨拶等関谷先生の基調講演というのが、何分か時間の問題もあって時間軸も考えないといけないのだけれども、そこでまずどういうふうな意見が出るのかということ聞いてみるという、確かにこの時期にきて、今更という気持ちもあっても、これ大事な事かなと。つまりモヤッとしたものを1回皆さんの忌憚のない意見を聞いた上で、そこからいいことを言ってくれたなと思ったら、われわれが導いていくと、その部分でまた限られた時間の中でもって、皆の意見をさらにそこでもって1つの詰め込んだものを、期待するものは聞きましょうと。まったく同じ、イーブンでというのはそこまではちょっと難しいけれど。

これは非常に今の彼の意見をもう少しこう時間軸で工夫していくということが出来るかどうかというのはやっぱり検討する必要があるのではないですか。それによってある程度目的は結局素案というものはどこまでその限られた日程の中でもって、どれだけ聞けるのかというところを、アライバイづくりしてはいけないと思うのですよ。だからそういう意味で出てくる意見をどれだけ出しやすくするのかと、それがわれわれの目から見てレベル的にどういうものであったにしても、それはきちんとしたものとしていただくという姿勢で詰めていく必要があるのかなと思いますね。そういうふうに今感じたものですから、もう少しそのことも含めて、このもち方については片づけたほうがいいのではないですか。

(D 委員)

だからそのHさんの私もJさんとその部分を取り入れながら、導いていくというか、そこら辺の部分時間をともに流れていくような計画を立てたらどうですかと。

(E 委員)

例えばイメージとして、市長が5分、そのあと関谷先生の基調講演、そのあと休憩をはさんで、そのあと何の資料も見せないでこういうことで市民参加条例というものをつくっていますと、今なんで市民参加条例をつくらなくてはいけないのか、関谷先生が言ってくれるだろうから、それで一応検討委員会でこういうやり方をつくっていますと、今日は資料をお配りしますが、皆さんに意見をいただきたいのですが、そういう前提を示したらそれだけに縛られてしまうのでね、それとは関係なく自由な発想で御意見いただきたいと。いうので例えば20分やるとかやって、それで資料を配ってそれを見た上で、ブースごとに分かれるとか、という方法はありますよね。そこですごく大事なものは、今どなたかがおっしゃられたポストイットね、これは、自由に意見を貼れるでしょう。なんでいいかということ、いろんなことを経験しているのですが、言い出すと1つのテーマでガーッとここまで10分も20分もかかった例もあるのですよ。これはファシリテーターが悪いのだけれどもね、ファシリテーターという言葉がない時のことだから、そういうノウハウとかがな

い時だから、そうなのだろうけれども、とにかくそういう話があるのですよ。それで言う人だけがいうみたいなことになっちゃうので、そういう意味では、ポストイットというのは、そういう弊害を全部なくしてくれるから、すごくいいんじゃないのかなと。

(D 委員)

ただ、議論という形にはならないですよ。やっぱり自分だけの意見というか……

(E 委員)

それでもよいのです。意見をもらうということであれば。

(D 委員)

そこはブースをつくって、それで担当はそれぞれいてけっこう実務的にはあれなのよねとかいう話を、日常的に話を聞いて、では、その辺の問題はやっぱり例えば行政の仕組みの問題ですよという話をしながら、その1人では、そうだ、そうだ、では、ポストイット書こうとか、そこはもうこれを書いてくださいではなくて、やっぱりワーワーしながらけっこうワイワイしているのですよ。ワイワイしながらポストイットを書くという形だから、そこは対等というかそういう部分でこちらとしての役割は役割としては、こういう委員会だからそれは説明ができる部分もあるけれども、というこの趣旨はできるけれども、それは対等だし、ワイワイできるという部分はあるので。

(E 委員)

Hさんが言った、はい、いらっしゃいお客様と主催者側みたいなね、そういうのをなんとかなくなりたいのですよね。それにはJさんやDさんが言ったみたいなワイワイガヤガヤ方式で、なんかただ簡単に説明してはい、あとはもういいと。もし言うべきこととか、口下手だと思って皆発言できなかったら、ポストイットに書いて貼ってくださいと、却ってワイワイガヤガヤで、世間話的でいいのではないか、そういうふうにもっていかないかとそれをドーンとかまえて、はい、いらっしゃい何の

お世話ですかというふうなのではね。そういうふうにはしたくないのですよね。

(D 委員)

だからそこに若者だとかいろいろな世代の人がパラパラいると、却って参加者はすごくびっくりすると思うのですよ。今まではだいたいアンケート上の人しかいないから。

(え 委員)

頭の薄い人とか、頭の白い人とか、太ったおばさんがいたり。

(兼子コミュニティ課長)

今いろいろ御意見いただきまして、まず 11 月 13 日、皆さん一応御承知していらして、それについて広報なのですが、10 月 21 日の広報、それで今のお話の中でやはり素案がなければ、いずれにしてもこの会議の方向等の議論がいろいろすすまないと思いますので、そろそろコミュニティ部会、行政部会のほうの素案を。

(委員長)

時間の問題はいつもありまして、1 つは 11 月 13 日に向けて、これを 10 月 21 日までに決めればいいことではなくて、もっと中身も変えなくてはいけない、それから今日の時間が 40 分くらいかかっています。そして当日の時間が 2 時間ということで決められて、そういう中でこれだけの具体案ですね、これを次に持ち越すということではなくて、できるだけ今日、どうするかということを決めないで。それで私がこれをつくった趣旨についてもう一度説明させていただきますと、やはりここに来る、市民の方というのは先ほど H さんがおっしゃったように様々な人ができるだけ幅広く来ていただくことが必要だと。その方たちが今われわれでつくっている検討案について意見をいただくということは、目的の 1 つとしてあるのだけれども、基本的には情報量が全く違うからその方たちにわれわれと同じレベルの議論をしようと思っても、それは、ほとんどは無理、中には可能な方もいらっしゃると思うのです。だから基

本的には逆にほとんど情報を知らない中で、この場をどう活用するかということを考えて、この意見交換会をデザインする必要があるというふうに思っています。ですからいろんな、なおかつ、皆さんも御存知のとおり、イベントをやる時には、やるほうはあれもこれもと思い勝ちなのですけれども、来る方にとってはできるだけシンプルなほうが、理解も早いし、深く理解するということもあると私は思っています。ですからこの方式にこだわるわけではないのですけれども、例えばそのブース方式やったときに、会場をイメージしたときに、そこにブース方式をやったときに、どれだけの市民の方々が来られているのだろうか、そしてそれがどういうふうにブースに分かれるのだろうか、そのブースでのそれぞれのコミュニケーションの状況はどういう状況だろうか、そういうようなものを考えながらいくと基本的には先ほど申し上げたように、情報量が少ない人がここに来て、1番いいことは市民参加ということに関心を持って、そしてこの場に参加したということにある意味で満足感をもって、今後も引き続きやっぱり参加、市民参加に関わっていただけるということになることが、大事なのではないかと、そしてそのときにそこで皆さんがそういう楽しく参加した場からいろんな情報を、われわれがどうすくい取るかというようなことが、大事なのではないかと、いうふうに思っております。いろんなファシリテーションでいろんなケースをやっていますけれども、このワールドカフェというのは、1度やると皆さんがああこんな方法もあったのかということと非常に納得感の高いそして同時に参加した方々たちの満足感も高いということを、補足説明させていただいて、それから時間のことは今申しましたけれども、今2時間というのを逆にいうと、これはどういった方法をする場合でも私はもう少しでもということ、2時間ということが頭にありましたけれども、2時間30分という時間割しているのですよ。これ事務局としては2時間に非常にこだわる理由があるのですか。

(兼子コミュニティ課長)

こだわりは特にないのですが、概ね、お客様が来て、だいたい2時間が議論という形でしたほうがいいのかと、ということです。

(委員長)

そうであれば、もし必要であればこの形式に関わらず時間を少し延長することは可能であるということですね。

(D委員)

それで先ほどだいたい皆さんのこの点ではだいたいなんとなく方向が決まったような気がしたのですが、その辺のほう。

(J委員)

ちょっと事務局のほうに質問ですけれども、時間9時半から11時半ということで、リサイクルプラザ、それから14時から16時の東部公民館、リサイクルプラザの場合は知っているのですけれども、東部公民館は大会議室。

(事務局・高橋)

これは講義室、40人の規模のところですね。

(J委員)

でしょう。そうするとリサイクルプラザは午前中のリサイクルプラザというのは大会議室でしょう。東部公民館は講義室でしょう。そうするとここでいっているワークショップのワールドカフェにしろ、ブースにしても現実的にどうやってつくるのだということになりかねないのが。

(委員長)

これは日にちと時間であくまでも場所の問題は、というより私のこれは1ヶ所でいいのですよ。1回で。

だからそこでたくさんの人を集める場所、例えばこれは小学校の体育館とか、あるいは生涯学習センターの体育館、そういったことを使うというようなことでイメージしております。

(D委員)

生涯学習センターでできたらいいのではないですかね。

(兼子コミュニティ課長)

それについては再度、検討します。東部公民館を出したのは。

(事務局・高橋)

今から大会議室はむずかしいです。

(J委員)

いや、いいのですよ。そんなことをいっているのではなくて、私がいたいのは、用意していただいたものに対して、この案でわれわれが全く現実とくみしてしまって、ここで決めてしまって箱がなかったらできないから。

(D委員)

よく考えてみればまだ間に合うでしょう。とれるところは。

(兼子コミュニティ課長)

公民館はちょっときついですね。

(D委員)

では、生涯学習センターはどうですか。

(兼子コミュニティ課長)

もういっぱいですね。

(D委員)

2ヶ月前ですからね。

(兼子コミュニティ課長)

もしやるのでしたら、同じになってしまいますが、リサイクルプラザの午前と午後ですね。

(D 委員)

でも場所的にちょっと。それはすごくわかったのだけれども、東部公民館というのは。場所的にはやっぱり来やすい、なんとか40人でしょう。ここの辺くらいでしょう。バババーツと後ろにワーツと最後はワークショップしたあとは、バーツと椅子をとりはずしてバーツとこうホワイトボード後ろに4つか5つか置いて、それで模造紙をおいて、それで立って、ポストイットでワイワイとやるのですよ。

(J 委員)

それだとスペースとして、あそこ40人くらいしか入らない、そこでブースつくれない、それとあの机をうまく寄せ集めてもう限られてしまいますからね。

(D 委員)

それは工夫できると思います。机なんか最初にもう出しておいて、パイプ椅子だけにしておいて、それは工夫はできるかなと思うのですよ。

(J 委員)

ただ何人集めようという、それから何人集めるという想定で、大勢と言っているけれども、本当に今日さんのような意見が出るというのは非常にいいことだから、逆にいうと若い人たちが集める方法というのをどうやったらいいのかということ、私は何かないかなと。そういうことを含めて、かなり。

(D 委員)

そこはまだ入っていないですよ。当日の組み立てをして、では、そしたらこうこうして人集めようか、そこまで入るということはまだ言っていないので。それは時間がないからすごく。

(E 委員)

だいたいこういうことですね。市長さん5分、先生40分、資料なしでご意見をいただくと。枠なしでね、前提なしで。そしてそのあと資料

を配布してテーマごとにブースを分けていただいて、テーマの資料を配って説明して、中身説明が約15分、そのあとそれぞれのテーマについて20分、これが例えばかけるところは、5か6？そうするといっぺんにワッとやると、これはどこどこのブースであるなという、60分が1ヶ所で10分とか、15分となってきます。そこが1つでやれば20分とれる。

【板書】

1	市長	5分		
2	先生	40分	Q. Aも35+5	
3	資料なし		で意見をいただく20分	
4	知ろう		配布後	
×5	①	テーマごとにブースを分かれる	※①テーマ区分決定	
	②	テーマ野資料説明（あらし）	15分	②担当者を決定
	③	テーマごとの意見をいただき	40分	

(D 委員)

細かいようですけれどもね、先生のお話を聞いての質疑応答みたいなものは、どうします。そっちにもう全部入れてしまうのか。

(E 委員)

質疑応答をするかどうかですね。

(D 委員)

やっぱりちょっとそこら辺はちょっと5分か中でも設けておいたほうが、やっぱりそこは大枠のところでも市民参加でというところで前回じゃないと何も負担になると思わないけれども、全然ないというのはものすごく来た人間にとってはストレス感じますよね。そういう部分で設けられていないで、ただ一方的にきっかけだけで。

(I 委員)

先生に対して質疑をとつたらなにかおかしいような気がします。

(D 委員)

私はありだと思いますよ。

(I 委員)

先生の話していただく内容をある程度あとの議論にということ、振りみたいにあれしておかなければいけないと思うのですけれども、市民参加とはそもそもどういうことだとか、ある程度こういう市民参加今行われていますとか、市民が書いて予算とかそういうのをやっているのですよという現実みたいなものを、話してもらうのが僕は精一杯かなと。

(D 委員)

だけどそれに対する質疑応答で検討案に対する質疑応答とは別なのですよ。やっぱり市民参加トータルで自分が考えている市民参加はそうなので、そこはどうなのですかというのは、私はいくらなんでも少しアリのバイ的かもしれないけれど、時間を設けていないと。

(I 委員)

僕の思ったのはそこですごい盛り上がって5分では……

(D 委員)

盛り上がりませんと思いますけど。すごく人数少ないけれど、でも折角先生のそういう理論を聞いて、質問したいというのがなかったら私なんか参加者からの立場から言いたいですね。すごくストレートにですね。2、3人でも。そんなもので。検討案についてはのちというふうにして、先生もそこは整理してくださると思うし、それはやっぱり少し設けていないと来た人に対する部分というのは、何が魅力で来ているのかわからないわけですよ。それだけでいいかもしれないし、だからそれはちょっとアリのバイ的なものだけれども。

(J 委員)

それは礼儀ですよ。講演者に対する礼儀として、やっぱり何と何で質問ございませんかというのは。

(D 委員)

当たり前ですよ。来た人間も少ないけれどもその先生に聞きたいというのはある、多少はある。

(副委員長)

それは私も賛成です。

(委員長)

ここまでの問題としては時間なのですね。2時間ちょっとということ、QアンドAといえますか、その前に質問といえますか、そのQアンドAをやる時間を決めてやるにしても、わかればわかるほどこの質疑に時間とれるのですかね。

(D 委員)

進行者がそこはもうバツバツバツバツ。タイムキーパーがきてやっていくというのものもあるし。

(E 委員)

先生のお話は35分ぐらいです。

(D 委員)

盛り上がったら後ろで、ワークショップでどんどん盛り上がってくださいと促せばいいのですから。そのテーマをもちながら、これ具体的に見てくださいとこう盛り上がってもらおうというふうにして、それはタイムキーパーに。

(E 委員)

先生には密度濃い、内容の濃いお話をさせていただくというのには、時

間がだいぶ短いのですけれども。

(D 委員)

短いですね。35分になってしまいました。

(J 委員)

私が口出すことではないのだけれども、皆で気づきに繋がる質問が出るかもしれない。

(D 委員)

そうなのです。だからちょっと大事な部分なのです。

(E 委員)

先生のお話はたぶん、私たちが話したいのは、聞いているほうもだけど、何が市民参加だ、今の市民参加だと。そういう素朴な人が大勢いると思うのですよね。ああそうなのかと、ああだから市民参加がうまくいかないのかとかね、なにしろ人数がね。

(委員長)

基本的にこういう形で。それで、あと5分であれしたいのですが、これでやっていくときに、資料配布は今、チームづくりというか、EさんとそれからFさん、Tさんが手伝ってという形で済むと思いますが、下の今度はブース、これについてどうするかということはどう準備するのか、あと2ヶ月切っているわけですから、どういったものをつくり、個々の情報をどういうふうにしていくか、予算的なものも含めて。

(D 委員)

それは骨子案をつくっていただいて、それを分解してきたほうが私はいいかなと思うのですが。

(E 委員)

だからこれは議論になるけど、今日やらなくてもいいのではないです

か。

(D 委員)

骨子の説明資料みたいなものをつくっていただいたあとで、考えると。

(委員長)

今日、その何かを考えなくてもいいのですけれども、では、これは誰が考えてやるかということは決める必要はありますね。

(E 委員)

テーマごとの。

(D 委員)

そのテーマ部分ごとの骨子、テーマ部分ごとに分けるということですか。そのブースの分け方を誰が決めるということなのですか。

(委員長)

そこら辺も含めて、ここのブースいうことをやっぱり皆でやっていくことであれば、いつまでもすすみませんから、ではこれはEさんが資料をつくってくれるのであれば、これは私がやりましょうという形は少なくともしておかないと、今後の11月13日に向けてすすまないの。

(D 委員)

はっきりいえばもうワークショップのワークショップじゃない、部会で分かれているから、それぞれの分野はもう部会でこことここは行政部会でもちますよという形でやってしまえばいいのではないのでしょうか。Eさんが説明資料つくってくださるじゃないですか。それをパンパンパンと分けるというのは、それは見ればもう次回かその次くらいに全体で出してもらって、では、これは行政部会が受けようねといって行政部会が受けたものは、あとは行政部会で誰がするか細かく決めればいいし、コミュニティはコミュニティで受けるところはこう決まるではないですか。それでそれを受けて。全体でパーッと見たら決まりますよ。

(I 委員)

今大きくいえば行政議会がという話とコミュニティという話をして、この今のところはまず2つに分かれて、あとはなんかもっとわかりやすくするために自治会とか、何か行政といってもわかりにくいことなので。

(E 委員)

骨子案のまとめ方がこの目次のね。

(副委員長)

骨子案の大項目のような。

(I 委員)

僕なんかこれだとちょっと難しい部分もあるのかなと。

(D 委員)

この言葉というのはちょっと難しいですよね。

(I 委員)

ここにある程度10人のメンバーが入って、意見を聞くというのもあるから、やっぱり1人ずつとかだとあれなので2人とか3人にしてまた3チームとか、できて4チームが限界かなとは思っているのですけれども、そうなると項目ごとだと。

(D 委員)

それはだから、骨子案をつくってもらえば、目次を含めた骨子案をつくってもらって、それを全体で見てサッと分ければいいではないですか。だいたいイメージは部会ごとに分かれているから、それで細かいところはもう部会で受けたら部会で詰めればいいわけだし、ああどういうふうに書こうとかね、もちかえってそれでポッポッポッとくっつけようとか、皆そういう細かい話はもう折角部会も分かれているのだからそこで詰めればいい、それを全体にパッともう一遍共有して、では、これで

いこうねというような形で最初るときだけ骨子案が出たときだけ全体でパッと見て、では、これコミュニティのほうで受けようとか、行政部会で受けようとか、分けてしまえばそこは。

(副委員長)

資料があってそこでその資料を切って……

(D 委員)

そうです、そうです。

(J 委員)

時間ないのでまず骨子案をつくるということを前提ですよ。それで骨子案をつくったら今度は当日のこういった形の資料の形にするか、どういうブース分けにするかということについては、その分け方については申し訳ないけれども、やっぱり I さんとか H さんのやっぱり御意見をよく聞かないと。われわれのわれわれといっても私別に偉くないのですけれども、あまり言葉に出してここで年中取り交わしている言葉でもって分けることがいいのか、もっとある意味では漠然といきなり聞いた人にはわかりやすいという表現でのブースの分け方がいいのかということも、是非貴重な御意見を伺うということでちょっとその時点で決めましょうよ。分け方もう中身はわかっているから。

(D 委員)

そうそう、それはわかっているからとにかくそれでいいのではないですか。全体会でその骨子を見て、あまり時間とらずにそこをパッと分けてしまうという形で。

(E 委員)

うちのほうね、この目次も 3 番目行政の市民参加。

(D 委員)

それはいいですよ。また次回そういうふうにししましょうよ。

(J 委員)

それは、ですからまず骨子をつくってからにしましょうよ。

(E 委員)

骨子はこれでいくのですから。

(J 委員)

私が申し上げているのは中身がまだきちんと全体でつくっていないですから、前文もまだわからないし、どんな形の前文をつくるとかね。

(D 委員)

そうしましょう。それだけでだいたいのあらわれの骨格はできたということ。その次は次回時間をかけずにそれを骨子したいですよ。それでどうするのですか。場所はもうそこで工夫するとして。

(J 委員)

この内容のものをちゃんとキャパとして受け入れられる会場を申し訳ないけれど、事務局でもってとにかく探してもらわないと。

(D 委員)

私、東部公民館で40人くらいの会議室でも、100人来たら無理でしょうけれども、40人のところは40人しか入れられない、消防法で決まっていますよね。それはプラスアルファで、そこまでくれば。

(J 委員)

申し訳ない、あまり気がつかなかったけれど、Dさんは受けた側の考え方だけれども、私から見れば、オープンしたときにその日午前と午後に分けてどれだけの人がどれだけ集まるかというのはわからないでしょう。午前の都合のいい人が本当に多くて、プラザに来れるのはいいのだけれども、午後の都合のいい人が本当に多かったら、もうパンクしますよね。だからそこはきちんと誘導されて、その人数のふれあいができる

のであれば、今の部屋でいいですけども、でも逆に言えば考え方としては、キャパをちゃんと考えていただいて、それで事務局のほうで検討してもらわないとだめだと思います。現実問題として。ということをお願いしているわけです。

(D 委員)

キャパは100人くらいがいいですか。

(J 委員)

そこは皆で話し合わないとだめでしょう。

(委員長)

それでこれをやるとしたときに今、事務局から最初2回に分けて話がありましたけれども、同じことを2回市長、それから関谷先生にやっていただくのですか。逆にいうとその流れで市長と関谷先生の話があるのであれば、1会場でもいいのですよ、で1回やるという考え方はないのでしょうか。つまりその市長も先生も同じことを2回やるというのは、ちょっと私としてはどうかなと。だからこれだったら会議録をきちんとすれば、1会場でこれをやると。なおかつこれはコストの問題も含めて、こういうブースに分かれて、いろいろなものをつくるとなると。

(兼子コミュニティ課長)

それは委員長、最初にこの中でいろんなところでちょっとやってみたいなという案から、4回というのは、ちょっと無理だったので、2回で、ちょっと……

(委員長)

それは市長とか、こういうなんていいますか、シンポジウム形式ではない、決まってはいない段階で流れの中でそういう案も出ましたよね。

(D 委員)

ある意味では先生もブースなんかでそこで一緒に加わってもらおうと、

結構そういうのはいいかなと思うのですよね。くるくる回っていただいて、立ち往生しているときはちょっとということもあるだろうし。

(委員長)

ちょっとこの件に関して今後担当といたしますか、それをどなたかやっていたらと。つまりこれについて。全体のことではあるのですが、それは何もかも全体のことだということであれわれにふられると、それは。でもこれについては、私は手直ししたものがベースだと思っていましたから、そのあといろいろついていけないというか、違うというあれがありますから、私はこれについては担当できません。

(H委員)

委員長はいろいろこう両方の部会の間をとりまとめたりとか、あとコミュニティ部会へも入っているので、なかなかこの限られた時間をどうマネジメントするか毎回なので結構荷があると思いますよ。

(E委員)

全体をまとめてくれるのは

(I委員)

ここで1番大事なものは

(副委員長)

では、私がやらせていただきますから。はい、以上。青年会とかもそうなのですから、委員長は極力フリーにおくべきです。私はそう思います。結構いざやると、ややこしい細かいことがワラワラ出てきたときに、パンクしてしまったら大変ですから。

(D委員)

では、その副委員長がして、委員長とお2人で事務局とでいう形でもろしいのですね。

(委員長)

それは違います。委員長はこれについては担当としては外れますということをおっしゃることは申し上げたのですから。Aさんがどなたかメンバーをあれしてやるとなれば、御自分ですすめていただきたいということです。

(E委員)

それは委員長、サポートくらいしてくれなくては・・・

(副委員長)

ことのとり方が違うだけだと思います。ちゃんとその実際のこの意思決定とかそういったところに関しては、当然かかわっていただきます。ただ段取りだとか、全部私のほうで事務局と相談しながらやらせていただくと、そういう意味合いでやらせてください。だから全然相談は別でしょう。そういう意味合いでとられちゃったら、ちょっと意味は違いますよ。

(委員長)

ちょっと11時過ぎていますがけれども、ちょっと3分トイレタイムということで、ちょっとクールダウンの時間をちょっととって20分からはじめたいと思います。

●休憩●

●再開●

(委員長)

それでは、20分も過ぎましたので引き続きはじめたいと思いますが、お手元に今まで議論されていない各部会でそれぞれ出てきた共通の部分というのですか、それは資料つくるときにも重要な部分になると思いますけれども、前文、あるいは総則や目的や定義、基本理念そういったところについて、今まで出た意見を少しまとめるというか、それぞれの部会のもを集めてみました。これをちょっとみていただきたいと思いま

す。これは私のほうでやりましたので、これについてこれはちょっと読み上げさせていただきます。

前文、流山市市民参加条例は流山市自治基本条例に準拠し、市民等の市政への参加に関する手続きその他必要な事項について定めるものである。市民参加においては、市民が主体者であり、市民の意思は最大限尊重される。市民参加には行政参加だけでなく、議会参加、そしてコミュニティ参加をも含む。市民が主体的に参加、発言、行動でき、一部特定の人だけではない幅広い参加の実現を目指す。市政に無関心の人たちの市政参加には、地域への関心を育む取り組みが必要である。市民は市政のP D C Aサイクルへの参加にとどまらず、課題発見段階に於いても参加し役割を果たすことができる。市民は市民参加の主体であることを自覚し、身近なコミュニティの場などに参加し、課題共有、克服に取り組み、市民自治のまちづくりに参加できる。多様な主体が連携、協力する「協働」は市民参加に於いても重要な手法である。

こういったことをこの前文に盛込んで、1部箇条書きになるのかどうかというのは、今後の課題ですけれども。盛込む要素としては8つのことで今現在、列挙しました。この前文についてこれもあるよとか、それからこの文章のここはおかしいのではないかと、というようなことがありましたら。

(J 委員)

中身ちょっと説明しまして、失礼な言い方ですけれども、これは解説文だなというふうに率直に思いました。別な主張という語源の語調の点ですよ、いくらこれをやわらかくしたとしても、考えることは皆参加条例とはというその解説を市民に、前文の位置づけというのは、私は、これは私の個人的意見ですけれども、流山市がつくる参加条例というのは、例えば前文をもった参加条例というのは、かなり今100いくつその全国に参加条例があるようですけれども、例えば白井市なんかは前文をつくったのは初めてだというふうに自らそういう宣言をするぐらい前文を大事にしていると。あと拾ってみると、西東京とか、国立市とかそれから八王子市とかそれぞれ皆さん各市が前文をもってらっしゃるわけですね、その前文の特徴というとやっぱり自分たちの市はこういう思いでも

って、この参加条例をつくりましたという、そのことがやっぱり必ずどこかに1ポイント入ってくると、それが普通ではないかと思えます。そのことを1つ。

(委員長)

今の御意見についてなのですからけれども、基本的に考える方向といたしますか、ああいうことについては自治基本条例でかなり記載されていますね。流山の場合は自治基本条例にそれに準拠した市民参加条例というようなことがありましたので、いろんな思いというのはかなり自治基本条例に盛り込まれているというようなことがあって、こういうふうになっています。

(E委員)

私も率直な質問で失礼なのですが、こちらはちょっと後にでてくる基本原則みたいなことなのではないかなと、その前にもうちょっと精神論というか、今なぜ、われわれがこういう市民参加条例をつくる必要があるのかとか、そういうまず趣旨というか1番大事かもしれないニーズだと思うのですよ。なぜ今やるのかというね、その辺を市民の方に知ってもらわなくてはいけないので、それは出発点になるのではないかなということなので、私のほうは2つあるのですが、1つはこれも自治基本条例に書いてあるといわれたらそれまでなのですからけれども、1つの視点は、環境は変わってきていると、行政への環境もそうだし、議会運営もそうだし、市民の生活もそうだし、そういう環境の変化に対応するのだと。生き物も組織もそうですけれども、環境に対応できないものは滅びていくというね、原理がありますので、ということなので、そういう視点、しかも自治基本条例で定められているので、ここに自治基本条例に基づき市民参加条例を定めると、というのが最後の書き方としてはおさまるのかなという視点。

もう1つは地方分権、今度特に、新しい片山さんが地域主権ですから、地域主権改革といわれているような視点から、そういう環境の変化に対応していくので、自治基本条例が施行されたと。そこで趣旨に述べられているように、市民参加を育てるということから市民参加条例が策定さ

れると。そういう形が1番オーソドックスなのではないのかなど。なぜ今市民参加なのかというね、Hさんの最初の質問じゃないけれど、それに答えるようなことが、私は環境の変化に対応する、1つで言ってしまえば環境変化に対応するということだと思います。

(D 委員)

私はJさん、Eさんの意見に賛成で、それを踏まえて、それでなんとなく地域主権とか環境の変化というのは、それは全国全部同じ状況ですけども、それ以外にプラスアルファ、やっぱり流山らしいという部分が入っていかないと、なんか私ここは前文といわれたら魂というかね、そこが入る部分なので、そうすると流山らしいといったときに、やっぱりこうかなり市民活動が盛んとか、私から見たら自治会活動というのは是非はあるけれども、そういう活動もすごく盛んだというようなその部分で、それとも新しい人が結構ここは人口が増えてきているという、そういう人たちをどうやって引き込んでいくかというそういう課題も1つあるわけで、そういう課題も含めて書きながら、前提条件ももちろん書くのだけれども、そこにプラスアルファ流山らしいそういう社会行動とかそういう特徴を入れていって、だから私たちは、私たちというのはたぶん行政も市民も全部含めて、だからそういう条例を自治基本条例ではないもっと具体的に実際に市民がそういうふうなところで、きちっと声をあげていけるようなものをつくるのだというところにもっていったらいいかなというふうに思うのですけれども。

(E 委員)

1番大きな変化というのは、地域主権、地域分権というね、流れの中で、やっぱりそうなってくると、どうなるかという都市間競争になってくるのですよ。今まで国や県が決めたことを各市町村がやっていけば、柏もやっているけどうちもやっているから同じだと、これからはそうではなくて、民間の企業と同じように差別化ですから。ほかの企業、ほかの都市と比べて流山はいいよと、流山にいらっしやいと。流山は住みいいよということはどうアピールするかということは差別化なのですよね。だから特徴をもたないといけないから、それを自分のところで考えろと

お金はあげるから、自分で考えろという時代ですからね。そうなるのとまさに競争の都市環境論になってくるので、そこを勝ち抜くにはやっぱり市民の力がどうしても入らないと、行政と議会だけではだめなのではないかということが一般論として言われているわけです。その辺が大きな1つのポイントになってくるのではないかと思うのです。なぜ市民が参加するのかというね。

(D 委員)

そこで市民が参加することによって、協働という形をとって、新しい行政とか、新しい市を生み出していけるパワーというかね、新しい公共という言葉はちょっと使い古されているから、もうちょっと別の言葉を使いたいなど、だんだん使い古されてきているから、もうちょっとそういう新しい行政のサービスとか、新しいそういうことですよね。公共、なんかそういう形で生み出せるという可能性をすごく秘めているわけですよ。そういう制度を使って、市民等、行政とが協働して市民参加して、新しい行政スタイルとか、そういう行政サービスとか、市民に即したそういう社会を、市をつくっていけるというような市民参加条例というような部分のそういうところを大事にしたいので、ここで先ほど書かれている文はそれぞれやっぱりそれはそうなのですけれども、それよりもそういう抽象的なものになっても、そういう部分をしっかりと書き込んでいくのが前文だと思って。

(J 委員)

もう1つよけいなことを付け加えるけれども、ほかの市のものを見てみると、どういうふうにいっているかということ、自治的な市の強さというものをやっぱり入れているところもあるし、それから逗子なんかは基地問題を乗り越えてきている市民パワーということもいっている、流山市とはなんだろうなと思ったら、よく行政がやっているように、都心に1番近い緑のまち、それから今人口構成が、非常に中間層が増えている。そういったような構成に関して、市民の力というもの、特徴をもう少し引き出していく、そういうものを入れることによって、市の条例の1つの趣旨が出来てくるのではないかと。

(D 委員)

それと私、一番ベースにある、これからの市民が自覚しなくてはいけない気持ちというのは、やっぱり今までは税金払っているのだから、行政がやるのが当たり前だろみたいなそういう流れだったのですよ。ざっくりいうとね、ところがこれからはそれだけでは解決しないよと、いろいろな流れはありますよね、だからこれからは、市民も一緒になって、行政マンと一緒に、議会と一緒に、素晴らしい流山市をつくっていくのだよと、そういう気持ちが大変なのだよというそういう時代になったよということをおね、語りたいですよね。一緒になってやらないの、という気持ちのね、そのためのルールをここに1つ定めると。

(J 委員)

さっきEさんがおっしゃったいわゆる差別化ね、いわゆる差別化は何やるかとおっしゃるとおりなのですよね。都市が自ら強くしていかなければならない、そのことが逆に市民にどのような潤いがくるのかということ、行政が一生懸命都市を強くします、行政の財政だけを転用させるということが、そうではなくしてそれによって市民がどれだけの享受を受けるか、潤いを受けるかということに位置づける表現ですよね。そこがないとこの市民参加条例……

(E 委員)

それ言い方をおね、行政が財政的にパンクすれば、夕張みないになってしまえば、しっぽを全部市民に隠してね、だからもとを防ぐ意味もあるわけですよ。

(D 委員)

だから市民と行政が生み出していけるといって、こういう仕組みを使っ
て。

(J 委員)

だから差別化という言葉だけだとね……

(D 委員)

差別化という言葉が流山市の特徴として言葉に置き換えるわけですよ。市民活動が盛んとか、自治会活動が盛んとか。新しい住民、それで差別化に自然に特色を出せばそこが個性になって、だから流山市のやっぱりそういう部分をちょっと書き込んだほうがいいかな。流山市はあまり歴史的にはそんなにないから、歴史のまちではなくて。

(委員長)

I さん、H さん、どうですか。なにか御意見。

(H 委員)

これは委員長、副委員長が担当でこれをつくったということですか。そしたらせつかくこれが、ただのこの内容ではなくて、とてもこの今おっしゃられていたことはすごく素晴らしいと思うし、入れたらすごくいいなと思うのですけれども、ちょっと時間の都合もあるので、提案なのですけれども、ちょうどこれが箇条書きになっているので、これを入れたほうがいいなというのを箇条書きで、メールで送って、それでそれをこういう感じでバーッと並べて、そこから次の部会のときにやっぱり長くなりすぎるのもあれかなと思うので、そこから入れるテーマを選んでいったら、もうちょっと時間がないなりに次にすすめるのかなと思いました。内容自体は、これも素晴らしいと思うし、今いていたニーズのことだとか流山らしさとか、そういったものもすごくいいと思ったので、特に自分はありません。以上です。

(I 委員)

僕のほうは前文の中に、たぶんこういうひとりひとりというか、市民が主体的な発言とか、参加、行動できるものを目指すとかそういうところは面白いので、それとやはり先ほどあったように新しい公共サービスだとか、何のためにこの条例をつくる必要があるのか、というところを入れて、そこがあとあればいいのかなという気がします。目的、趣旨だけ、目的と趣旨をもうちょっと入れるとか、ただそれを入れるとほぼ

自治基本条例と同じようになるので、そこまで入れる必要があるのかなと思うところがあるのですけれども、新しい公共サービスを生み出すとか、人口が増える中で市民同士の、そういった市民に積極的に参加してもらうなんていうところは、それはいいかなと思ったのですけれども、なんかほかを入れていくと自治基本条例とかぶる部分というのが結構出てくるかなと思って、それがいいものなのか、入れると結構長くなる気がするのです。

(D 委員)

でもそれ一応全部書き手の人がどういうふうに思うかで、それを入れてみてそれで自治基本条例のところはあまり意識しないで、自治基本条例はやっぱり地方分権がどうたらこうたらというそういう社会的、一般的な流れがすごく大きいので、そこはちょっとふれるだけでそこを書いて、それであとでそれをどんどん削除する分にはいいのではないですか。とりあえずもう一度ちょっと今の御意見を。

(J 委員)

間違うといけないのはね、自治基本条例のアリバイのために市民参加条例つくっているのではないのだということなのですよ。自治基本条例の中に参加条例つくりますよと入っていると、それにこだわっちゃって、だからわれわれも市民参加条例つくっているのだという、だったら内容なんかどうでもいいのではないですか。はっきりいって、それだったら意味ないじゃないかということになってしまう。それはせっかく10人のメンバーが中心になって、今市民の一般の意見も聞こうと、職員の方とも話し合おうというというのは、新たなパワーというものを条例の中で作っていかうと、そういう思いがあるからで、それでないと意味ないということですよ。

(E 委員)

自治基本条例も良く見ると自治基本条例の前文がざっくり一言で言ってしまうと、市民自治の精神に則って行政、市民とともに市民が一緒になってまちづくりをすすめることが求められていますと。それだけなの

ですよ。あとは枝葉なのです。

(D 委員)

でもこれすごく揉めましたよね、最後まですごかったですよ。

(E 委員)

それが入ってくるだけだから、気持ちとか。魂とかね、一緒になってやらなくてはいけない理由はなんなのかとかね、なぜ今市民参加なのかとかね、そういうこと書いていない……

(D 委員)

書いていないです。意外と社会的な情勢書いているだけで。

(E 委員)

いや、社会的情勢も書いていないですよ。

(委員長)

実は前文を考えたときに皆さんのおっしゃる部分を入れようと思って、頭の中にあれしてしまして、そしてあるとき自治基本条例を読み返したときに、だぶるなど、だから市民参加というところに絞って列挙したと。なおかつ先ほどニーズの話がありましたけれども、ここに書いてある大半はニーズのダイバシティとか、現在の流れの、だけでもないのですけれども、現状はどうかと、それに対して市民参加をすすめるためにはこういったことが必要なのではないかみたいなことに、逆に絞られていますね。ですからそれは自治基本条例とダブってもやっぱりその方向性というか、そこら辺はやっぱりこの条例は条例でちゃんと出す必要があるということであれば、そこら辺も加えて練り直してみます。

(E 委員)

いろいろこの中から基本理念とか基本原則とかなりだぶっているところがあると思うのです。それを1回外してもらって、それで何が残るか、

それで十分前文としての……

(委員長)

はい、それで次のページの総則に今の前文もそういったことで確認のお話をしましたけれども、そういうことでもう1回練り直します。2番目の総則、目的ということでは流山市の市民参加による市民福祉の向上について基本理念を明らかにする。自治基本条例には市民福祉の向上ということ謳われていますが、その中で市民参加によるということで、目的としたいと思います。それから市民参加の具体的取り組みに向けての原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割と責務を定める。これがこの市民参加条例の目的であるということで書いていますけれども。

(D委員)

ちょっと細かいことですが、市民との権利及び責務ではないはずですよ。責務というのは権力側の責任という意味ですから、市民の権利及び責任くらいなのかな、せいぜい。役割でいいとおもうのですが、それとあと、その上のほうの市民参加の市民福祉の向上について、基本理念を明らかにするのですか。基本理念ではなくてこれはもう制度、仕組みをしっかりとつくりあげていくというふうな、その辺がもうちょっと下であるといえはあるのですけれども。

(E委員)

私は3つあるのですよ。1つはこの今2番目の責務とか役割ですよ。もう1つは、最初に市民が市民参加できる権利があるということを明確にするということ、それからもう1つは、市民参加の基本立法とルールを定める、これはこの条例の目的なのではないですか。

(D委員)

だから理念ではないのですよね。これはもう仕組み……

(E委員)

市民参加をどういうことをやるのかという基本事項を決めることと、そのルールを決めることです。それが1番大事だと思います。その中で市民参加が市民の権利であるということを確認すると。

(D 委員)

だから市民の権利と、やっぱり市民自治というものを大事にして、そこからこうというふうな言葉を入れたほうがいいのかと思いますけれどもね。基本理念はもうはじめからもちろん入っているのですけれども、それが目的ではなくてそれはもう自治基本条例の中でそれは明らかにされているわけだから、仕組み、制度、実行性の担保を諮るといふ。

(委員長)

自治基本条例の目的は流山市の自治の基本条例を明らかにすることなのですよ。その中で市民参加ということで、基本理念と。

(D 委員)

では、その基本理念を明らかにして、それからそこから先がもっとあるわけではないですか。制度保証をするとか、その担保、仕組みをしっかりとつくって、実行性をもたせるといふことが各箇所にそういうことが書かれているのですけれども、目的はそれだと思ふのですよ。制度保証していくということで、基本理念を明らかにして制度保証していくという仕組みを実際つくっているわけですから、そこら辺がちょっと明確に出てきてないかなという気がします。

(委員長)

ここを出してきたらどうかという議論ですが、ここを定めるということで、それと責務のところ、実はこれは関谷先生からのこの言葉違うのではないかという御指摘が以前あったのですけれども、実はこれも自治基本条例の目的の中に市民等の権利及び責務この言葉は一応そのままあるのですね。

(E 委員)

それは自治基本条例でいいじゃないですか。

(D 委員)

そこでも間違いに気がついたのでから、直せばいいのではないですか。

(副委員長)

2つあると思うのですけれども、実はこの2項目どっちがウェイト大きいのかといったら、あとのほうがウェイト大きいねという感覚がありますね。だからいずれにしろ市民の皆さんが参加することによって、いままちつくりしましょうよねということが、条例の根本というか、ベースにはあると思いますから、そこのところ当然基本理念というのは大きく大上段に掲げるみたいな感じにはなっていない、だからそこら辺のところではちょっと表現を変えたらいいのかなと思いますね。責務ということに関しては参加する方にはルールがあるので、そのルールは守ろうよねというところが責務なんだろうと。

(D 委員)

違います。だからその前関谷先生がおっしゃったからではないですか。責務という言葉は権力がもっている義務だっていうことが責務というのですよとの言葉の説明がありましたので、そこのところをわれわれも学習したのですから、そこを踏まえて責任という言葉に直しましょうというのは別に基本条例があるから、このとおりに使わなければならないという話ではないので、それを……

(副委員長)

言葉の定義ですよ。だからニュアンスとしては参加せよと……

(D 委員)

書かれた意味はわかるのですけれども、単に言葉の違いですから、言葉は直しましょうということに対してはそんなに議論する必要もないと思うのですけれどもね。

(J 委員)

責任と責務とでは、えらい違いですね。

(D 委員)

違いますからその辺は、それはせっかく学習しているのですから。

(J 委員)

市民の責務といたら、流山から人が逃げていきますよ。

(D 委員)

逃げていきますよ、本当に。すごい窮屈でもういやだと。

(副委員長)

そこら辺確かにありますよね。今なんていうのか……接続の問題ですね。

(委員長)

2番目の言葉については、これは責任ということに変えるということ
で。

(E 委員)

2番目は2つに分けたほうがいいのではないですか。

(D 委員)

1番目もちよっと噛み砕いて。

(E 委員)

2番目は前段の市民参加の具体的取り組みに向けての原則及び制度等
そのルールを定める。ここで1回切る。3番として、市民等という以
下に入る、というふうに2つに分けたらどうなのですか。上は、私はち
よっと先ほど言ったけれど、市民の市民参加をする権利を確認するとか。

(副委員長)

むしろ1番上の項目というのは啓発的なところが強いのかなと感じが
しますね。

(I 委員)

目的の中に何か多少でも理念みたいなものを入れないといけない気も
するのですけれども。それとも単純にそういう手続きを定めたみたいな。

(J 委員)

だから3番目に基本理念というのがあるでしょう。だから別に明らか
にすることを屋上屋の言葉は、この条文には不要だと考えてもいいので
はないですか。むしろさっきから出ている権利、ルール、そういったこ
とが円滑にこの市民参加条例の目的ですよということを。

(I 委員)

そうしたら、これどちらかといったら、順番が逆という形なのですか
ね。そういうわけでもないのですか。前文で概要というか、これを示し
て、こういう理念でやりますみたいなもので、具体的な目的としては、
手続きのルールを決めるだとか、権利も何人集まったらこういうことが
できるみたいなことではないのですかね。

(副委員長)

たぶんそれは、流れ的にはすごくシュアに謳ったと思うのですよ。恐
らくちょっと違和感を感じている部分というのは、その目的の中に明ら
かにするというふうを書くのではなくて、その目的としてはルール決め
ですよと、ルール決めの前提が基本理念なんだよというふうなたぶんそ
ういった流れでとらえると、目的は何かといったらシンプルにルール決
めなのですよ。

(D 委員)

だから基本理念に沿ってということですよ。基本理念に基づいてで
すよね。基本理念を明らかにするのではなくて、それはもう基本理念あ

るわけですから、基本理念に基づいて制度のルールとか。

(委員長)

この条例の目的は、それは自治基本条例に書いてあるということでもなくて、とにかくその市民が市民福祉の向上、これが基本的な目的であるということなのですね。全部そうですけれども、条例をするときには、それを押さえなくてはならないので……

(D委員)

だからそれは全部全て市民福祉の向上ですけれども、それをここまで抽象的に大抽象的に参加条例というのをかなり実効性とか制度保証をしていきたい条例に、ここまで、これも入れてはいけないわけではないけれども……

(委員長)

その前に読んでいただきたいのですが、市民参加による市民福祉ということで、この市民参加条例の特徴を持たせている、そういうことなのですけどね。

(D委員)

全て行政とか活動は、行政活動は市民福祉の向上ですよ。

(I委員)

でももしここで目的をある程度ルールとかにするのであれば、前文のところも何かそういうふうにしたほうがいいのかと思うのですね。自治基本条例とかぶるようなところはなくしていくような感じがいいかなと。

(D委員)

でもその例えば市民活動が盛んとか、新しい住民がいて、そういう人たちにパワーをもらうということは、それで市民参加を諮るという形とか協働をはかるということだから、繋がると思うのですよ。

(E 委員)

これはね、自治基本条例で定められたからつくるのだけれども、それはあまり気にしない方がいいのかなという意見があって、私もそう思うのですが、これ単独の参加条例ですからね。だから自治基本条例とセットではないわけですよ。だからこれはこれで独り歩きしますから。これはこれで自己完結しないと、要するにだめなのね、そういう意味ではあっちに書いてあるから、こっちにはいらぬという必要はないと思います。これはこれでちゃんと自己完結できると。

(D 委員)

目的というのは先生にお伺いしたいのですけれども、特にこういう非常に制度保証をするような、実効性をもった条例の場合に、こういうもうちょっと具体的なものとそういう目的というふうに書いたほうが、よりその単独条例としての実効性をもたせるような意味になるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(関谷先生)

基本的にはおっしゃるとおりだと思います。自治基本条例がすでにあるので、抽象的な基本理念についてここで再度書かなくてもいいかなと。逆にそれは自治基本条例のことを運用していくのだということが、前提になってきますし、その一環としてこの市民参加条例がつけられるわけですから。もう少し踏み込んでもいいのかなという気はしますが。織り込むときは、たぶんいろいろあり得ると思うのですけれども、1つはとにかく市民参加の権利というものを明確に規定する、あるいはそれをしっかり保証するという、それがありますし、もう1つはここでコミュニティ参加ということが出てきますから、そういうコミュニティの自立であるとかという部分をあわせて、明確に謳うというのがまず大きくくりになる1つとして、市民参加の権利ということとコミュニティの自立ということですね。これがまず1つあると思いますし、さらには、それについて具体的に取り組む原則及び制度というものをこの条例で規定する、それが2つ目です。3つ目はここで改めて、この中にそれぞれ行政、議

会の責務という話も出てくることですから、この部分では例えば市民参加条例ということで意識して、市民参加を通じて市民自治の市政とまちづくりの活性化を諮るとか、何かもうちょっと踏み込んだいいかたをしてもいいですね。だからちょっと思い浮かんだのではその3つはあり得るかと思しますので、それぐらい多少具体的な説明のような形の規定を、規定というのか目的ですね。あとはイメージのわくような目的を入れた方がよいのかなと思います。

(D 委員)

では、そういうことでもう一度。ここもBさんの担当ですよ。

(委員長)

それでちょっと今定義がちょっと飛んで3番の基本理念についてやりました、今はまずあれしますが、基本理念は市民等と行政議会はそれぞれの役割を尊重し、協力し合い市民福祉の向上のため市民参加を推進する。市民が提案したいことをいっぱいもっている、これを受け止める。私的活動として始まったものが公的活動に変わる可能性を認める。参加は市民の権利であり、提案制度を始め多様な機会保障を設ける。応答的關係を大切にす。市民参加の多様性、複数性を最大限尊重する。情報を公開・共有し、説明責任を持つ。どんな意見にも門戸開放し、それを協議・討議・する場を創る。既存コミュニティの一部に参加障壁が残存するが、これへの対策も考える。これは文書案というよりはこれは理念に入れるべき要素ということで、9つ入れましたけれども、これについて御意見、質問がございましたら。

(D 委員)

先ほどからずっと出ている市民参加の市民の権利みたいなものが、もちろん書かれているのですけれども、それはやっぱり最初かなという感じがしますよね、それでその市民福祉の向上というより、ほか全て市民福祉の向上なのですけれども、やはりそれはもうまちづくりとかそういう形のもうちょっと具体的な言葉を、まちづくりも抽象的だからいいのですけれども、もう少し具体的な言葉を入れたほうがいいのかなという気

がしますね。

(委員長)

例えばどんなことがありますか。

(D委員)

だから私まちづくりと言ったけれども、まちづくりもちょっと。今日いきなり見ましたので、そんなにパッパッパッパッ代替案なんて出てこないです、はっきりいって。いや、堅いのではなくて、あまりに全てが市民福祉の向上でオールラウンドですよ。いってしまえば。言ってしまえばこれおしまいよという形になってしまうので、それでは参加条例というところの非常に制度保障してくれるような部分のところにおいてのそのもうちょっとイメージがわくような、だからそれはまちづくりというか、それによって行政はいきいきとし、行政サービスは新しいパワーをもつし、市民の参加権利をちゃんと保障できるしというふうなそういう形の言葉を少し入れていかないと、市民参加にならないのかなという、基本理念として、これいってしまえば全て市民福祉の向上です。全てがそれでくくれるよという。

(副委員長)

市民参加を通じてどんなことだったらわれわれハッピーになれるし、どんなことだったら……

(D委員)

そういうことも含めた、そういうことを目指して、参加条例は基本理念として、そういう理念があるよということを、1番のポイントは市民福祉の向上ですけれども。

(委員長)

大きくりにすべきところと、具体性をもたせるところと、基本理念の中でそのバランスを持たせなければいけないのですけれども、ここは大きくりでいいかなと。今の判断でこれはこうしているのですけれども。

それ以外には。

(D 委員)

もう1つはやっぱり市民自治というものがあまり言葉として、全然全体見ているでも全く出てきていないのですよね。これはやっぱりこれが基本の部分がないと、やっぱりそれは自治基本条例に書いてあるからというのとは別にこの中で市民自治というものは、明確に書いていかなければいけないし、その目的の中にもそうだし、基本理念にもそれがないとそれでまちづくりをしていくというようなのがないと、やっぱりちょっとそこら辺は足りないかなと思います。

(E 委員)

ちょっと私もこれ理念だけではなくて、何か基本的な原則とか方針みたいなものも入っているかもしれないですが、まず1つめは、実効性を確保する、市民参加条例の実効性を確保、それから言ってみれば、自治基本条例の具体化を促進するとともに市民参加条例の実効性を確保する。2番目は、市民参加は市政、地域別、分野別の課題や問題というものの発見から始まる。3番目、各段階で、市政活動過程の各段階で市民参加の機会をつくり、市民参加をする。4番目は市民参加の効果をあげるため、協働を重視する。5番目、応答的な市民参加にあたって、関係者は適度な緊張と良好な応答的關係で対処する。6番目、市民参加に関しての情報の公開と共有化。7番目、市民参加をすすめるため、組織や環境を整備する。この7つをあげてみたのですが。

【板書】

基本原則

1. 実効性の確保 自治基本条例の
2. 課題の発見からスタート
3. 各段階で参加
4. 協働を重視
5. 応答性

6. 情報

7. 環境整備

(D 委員)

これには、市民自治をいれないのですか。

(E 委員)

目的のほうに入れるべきだと思うのですよね。

(D 委員)

目的のほうに入れば、でも基本理念だから。でもやっぱり。

(E 委員)

私は理念というのは、むしろ理念ではなくて、基本方針とか。

(D 委員)

基本原則。

(E 委員)

基本原則というふうにしたほうが。理念というのと、もう少し次元の高い話になってしまうのですよね。

(D 委員)

だから基本原則であればこういう形でいいと思いますね。理念になると市民自治になってしまう。市民自治というのが入るとと思いますね。これは基本原則としたいと思いますね。

(E 委員)

だから……

(D 委員)

だから基本原則。

(E 委員)

基本理念は、私目的だとか前文だとか、なんなり 1 つに押し込めるべきだと思うのですよね。

(D 委員)

そうすると基本原則ならより具体性をもったほうがいいと思うのですけれどもね。

(E 委員)

私は、考え方はこんなことなので、私の場合は提案ですね。

(D 委員)

4 番の協働はなんですか。協働を重視する。それってその言葉として例えば、ここに私的活動として始まったものが公的活動に変わる可能性、これはちょっと。だからこれはこういう言葉、これ全然こなれていないのだけれども、その市民活動みたいなものに市民活動みたいなものが、これがいつの間にか公的になって皆で社会貢献できるよというような意味なので、その辺はもうちょっと踏み込んだらいいのかなと、この表現はちょっとやめて、書き込んだほうがいいのかなと思うのですが、B さん、いかがでしょうか。

(委員長)

これは意味するところはそういうことなのですよね。ですからそれを文章化といいますか、条文にするときにわかりやすい表現にしろということであれば、それは対処しましょう。

(D 委員)

その辺とあと協働というのももうちょっと言葉としてちょっと分解したほうがいいかなと思うのですよ。

(E 委員)

今ちょっと書けないこと書いたの。

(D 委員)

ここにも協働入ってますよね。

(委員長)

ほかにはないですか。今の御意見で、これも手直しをしてみたいです。
それで2番の定義に戻りますが……

(D 委員)

すみません、先ほどの基本理念を基本原則にしようかという話はどう
なったのでしょうか。

(委員長)

何か異存はございますか。

(E 委員)

理念というと非常に次元の高い話になってしまうので、基本原則とし
た方が。

(D 委員)

私も基本原則といった方がより具体性をもたせることができるので。

(E 委員)

市民参加条例というのは、自治基本条例を具体化するための条例だから
ね。ざっくり言えば具体性がないとだめなのかなと、あんまり理念的
なことをかくのは、どうかなと。

(D 委員)

それは私も賛成です。

(J 委員)

いいんじゃないですか。位置づけからいってもね。理念が3番目にくるよりは、原則とした方が。

(委員長)

では、それを変えるということ。

(D 委員)

先生、その辺はどうなのでしょう。

(関谷先生)

目的、理念とまとめてもいいですね。

(D 委員)

目的、理念そっちのほうがいいですね。そしてこれをちょっと分解して少し入れて、原則はこのEさんの部分と少しドッキングさせて、より具体性があるような原則を。理念のほうにはもちろん市民自治が入るのです。先ほどそれはおっしゃった。ちょっとこれを分解していただいて、Bさん、Eさんのあの辺の部分も少しちょっと。

(委員長)

応答性とか入っておりますので、やります。それで2番目の定義のところで確認なのですが、この定義の中で市民、市民等、市、市政、参加、協働というところでこれは自治基本条例の第3条に定義がありますので、そこに準ずるという表現でもいいかと思うのですが、ただ御意見として、市民等に青少年・子どもの参加も必要と、これを入れるべきだというお話がありました。それで先ほどの確認ですけれども、自治基本条例に定義として位置づけられている言葉も、それとは違う定義づけをすることも可能なかということをおっしゃって皆さんに相談したいということが1つ。それから2つ目は関谷先生から主体、政治・行政参加、コミュニティ参加、協働、これが新たな定義づけが必要であろうという御指摘をいただいているのですけれども、これについても検討したいと。まずは自

治基本条例で定義づけされている言葉、これについて、新たな定義づけを行うと。この内容は皆さんからすでにコミュニティ部会を含めて提案があります。あっていますが、自治基本条例定義づけをと違う定義をするのか。

(D 委員)

違うというのは困るので、膨らませるといっているのであればありだと思います。自治基本条例を踏まえて、そこからもう少し例えば協働を書くとかでも、膨らませることはありだけでも、違うのはちょっと困ります。それはベースですから。

(I 委員)

米印の青少年、子どもの参加なのですけれども、これはここに入れてもいいと思うのですけれども、例えば目的とか理念のところにもそういった子どもたちの意見みたいなものを入れて、ここがそのままとなってもいいから。

(D 委員)

市民等というのはね。青少年、子どもという言い方はちょっと違うかなと思うのですけれども、私どうやって書いたか忘れてしまいました。

(J 委員)

ここでいった意見では市民等の定義というところの青少年、子どもたちの参加も入れるということですか。

(D 委員)

さっきちょっと議論を1つずつ片付けていきませんか。例えば定義の違っていいのかどうかといったときに、それは、ちょっと定義は違うよと踏まえて入れましょうということで、そしてその次にそれはそうしましょうねと合意がとにかくどうするかを決めて、そこからまたそっこのほうに移らないとどんどんどんどん話が……

(委員長)

はい、そういうことでやりますから、定義がいわゆる概文ではなく膨らますのだと。という提案がありましたけれども、それについていかがですか。

(E 委員)

前提としてはいいですね。そのあと膨らますのかどうかはわからないけれども、自治基本条例では定められていないことで、行政なんていう言葉がでてくるのですよ。それが必要でないかどうか。定義として、ご検討依頼をします。市政と行政とは違います。

(副委員長)

市民参加条例のまとめをつくっているときに、行政という言葉は結構ほうぼうに出てくるねという話を今、していたのですよ。

(E 委員)

出てくるから、ここで定義をしなくてもよいのですか。

(委員長)

ちょっとさっきのDさんだけではないのですけれども、今提案があったのは変えるのではなくて、それを膨らますのだと。それについては皆さん合意得られますか。

(E 委員)

いいですよ。

(J 委員)

膨らますというのは例えば具体的にどういうふうに。

(D 委員)

プラスするわけで、ただ全部の言葉をプラスするのではなくて、市民とか市民等というのは別に私はこのままでいいのかなと思ったりもし

ていますけれども、例えば先ほどの協働とかなんかといったときにはもうちょっとその協働の部分かなり書き込んでいるから、その辺の言葉をもって協働というものを定義するのに、もう少し定義をわかりやすくしていくとか、そういうことで基本的にここに書かれている自治基本条例に書かれている協働を踏まえながら、こっちのあれと見ながら少し定義をわかりやすくしていくということはあるのかなと思ったのです。だから全ての言葉を膨らますということではなくて、そういう言葉によってはあるのではないかということなのです。

(副委員長)

基本的には自治基本条例で使われている定義を盛り込みつつ必要に応じて修正なり、拡大をしましょうということをおっしゃりたいことだから、それはそれでよろしいのではないですか。

(委員長)

これやっているとこれは膨らますことなのか、変えることなのか判断に迷うし、その判断するにも違うところがあるのですよね。でも基本的にはそういうことで変えないと、でも膨らますといえますか、幅を広げるといようなことで、必要であればそういった形にするということ合意されたということ考えます。

(関谷先生)

ちょっと1つだけ。非常に大事な部分なのですけれども、1つは自治基本条例上定義される市民というものがあるのですけれども、今回市民参加条例を考えているわけですから、それを考えたときにたぶんそこに入る部分と入らない部分が出てくると思うのですよね。例えばこの流山市内に土地を持っていて、納税していると。その土地を活用したまちづくりをしたいのだという話になったときに納税者、基本的には普段全然関係していないのだけれども、納税者というのはそこに含まれるか、含まれないのか、という部分だとか、あとはまちづくりのことで全然関係ないところに住んでいるのだけれども、流山市に惚れ込んで流山市のために何かしたいと、いうやうないわゆるよそ者ですよね。まちづくりは

よそ者の活動が必要だと見受けられます。よそ者というのを流山市の市民参加の中で、どう活かしていくか。でもこれは市民の定義に入らないですね。それはどう考えるのか、お考えいただきたい。

(D 委員)

市民等の中にそういう議論も前にあって、市民等の中に入れ込んでいくつもりなのですよ。自治基本条例で。でもそれが読み取れないのであれば。

(関谷先生)

今回の市民参加条例にそれを具体化させようということです。

(D 委員)

もう少しそこら辺を明確にしたらいいですね。

(I 委員)

組織の中で出てきた専門家だとそういうのもいるけど。

(D 委員)

それもあるし、先ほどの全然違う事業者がここでいうのもあるでしょうし、そうすると市民等の中にもうちちょっと明確にすればわかるように定義したほうが。それは、内在はしていたのです。だからそれは変えることではなくて、基本のベースはあるのだけれども、それはどう表現されるか、されないか……

(E 委員)

例えば不在地主や関わりがある方。

(D 委員)

関わりがなくても先ほどみたいに新たな事業者が、おおたかはなんとか可能性があるからそこでなんとかやろうよという事業者、だから事業者だって入れたっていいのではないですか。はっきりと事業者と。

(J 委員)

それは自治基本条例の時は、市民等で制限されたことではないでしょう。

(D 委員)

もう、それ全部含めて、不在地主も入れて、それは、表現はしてないということ。

(E 委員)

NPOと事業者は入っていたのだよね。

(D 委員)

だからその不在地主も出てきたのだけれども、これは言葉として具体的に書いていく問題ですよ。

(J 委員)

そういう意味では、参加条例のなかでは、明確にするということですね。

(副委員長)

そういう意味では、具体的に何をどう定義するかというところというのは、全体まとまってからこれを付け足すのでという話になるのではありますよね。そのときにこれはちょっと忘れないで考えておこうねというのが、またいくつかでてきたら考えると。

(D 委員)

その辺は事業者とか不在地主という見えない人たちも一緒にすると。

(委員長)

すすめます。今の関谷先生の意見を受けて、具体化のところではどれだけきちんとたくさんですか、出ていくかということで膨らますといった

ところは、そういうことで考えていきたいと思います。意見で市民等についてのその辺りを含めて、こちらの先ほどの意見でこれは別なところで、目的以前のところで、入れたらという意見が相次いだと判断しましたけれども、よろしいですか。

(D 委員)

目的、理念より、目的を理念に入れるのですか。趣旨の中なんかに最初の前文で入れるとおかしいかな、前文でいわゆる新しい住民というものもあるし、それからどうしても忘れられがちな子どもとか、青少年とかそういう。

(委員長)

全体の流れを見ながら、どこに入れるか検討します。それから先生から指摘の主体、政治・行政参加、コミュニティ参加、協働それから先ほどEさんから指摘がありました行政、こういう言葉を、定義の中に入れていくと。ですからこの定義の中で、かなり定義が多いということになりますけれども、これは削ってもいいのではないかとか、あるいはさらにこれを加えたいというものはないですか。

(関谷先生)

主体というのは削っていただいていいでしょうか。

(D 委員)

行政がないですよね。市政はあるのですけれども。

(J 委員)

政治というのは。

(D 委員)

政治・行政参加という言葉なのですか。

(委員長)

はい、それが1つの。

(D 委員)

どこで使われているのですか。政治・行政参加というのは。

(委員長)

だから政治参加……

(E 委員)

政治・行政参加では。

(D 委員)

政治・行政参加という言葉は使っていないです。

(委員長)

言葉としてあるのですよ。行政参加とそれから議会参加もありますよね、これは定義として必要だと思います。

(D 委員)

いらないと思います。行政はいるかもしれない、コミュニティも定義になりますよね。でも参加というのはそこで書くのだから、却って今からそんなものの定義はいらない。行政とコミュニティはいいと思いますよ。でも参加はいらない。

(委員長)

では、これは参加をのぞいて、行政とコミュニティということでやりますが、これは関谷先生から御指摘いただいた。

(関谷先生)

定義問題としていったというよりは、どちらかという行政と議会とコミュニティこの3つに市民が参加していくということを想定している条例なわけですから、その参加対象としてはこの3つを一応定義づけて

おくというのが条例上必要かなと。あと1つ、後半の目玉の協働ですね。

(委員長)

参加の対象という視点で定義をつくりたいと思います。これは皆さんの意見、それからほかの資料を基にこの条例についての定義案をつくります。私の前文、それから総則の定義、理念についてはそういうことで改めて。

それで12時10分も既に過ぎております。今日のこの部分について関谷先生のお話をいただきたいと思いますが。

(関谷先生)

最初と中間前半ちょっといませんでしたけれども、市民の意見交換会は先ほど話された感じで、私の役割としては、濃密に演出できるように、それは、ちょっと工夫してみたいです。

それから検討案、委員長が提案されたことで1つ前文のところですけども、先ほど御意見が出ていましたように、なぜ今市民参加条例なのかということを明確に謳うということは、やっぱり大事かと思います。それから1番上には項目としては、これだけこの社会状況、社会環境の変化の中で、流山市において新しい社会をつくっていくという、私は新しい公共という言葉は大嫌いなのです。これ新しい公共というのは、官僚が官僚のためにつくったものなので、あまりちょっと私は好きではないのですけれども、新しい社会、それは市民の活力を市民社会の中で、最大限にだしていくという、そういう従来の行政のように一方的に管理、構成するのではない、そういう意味での新しい社会をこの流山市でつくっていく、そういう1番大きな理念を、うまく掲げられたらよいと思います。あと流山らしさというのは是非入れていただきたいくて、これは流山市のこれまでの歩みというか履歴です。その中にどういう特徴があるか、どういう資源があるのかということを高らかに掲げると。それをどういうふうにこれからのまさに新しい社会の中でそれをどういうふうに活かしていくのか、重視していくのか、その辺をやっぱり出せるといかなと思います。そういう都心に近い緑のまちということでも、もちろんいいし、市民活動がほかに比べて盛んなところがあるでもいいし、

流山市固有のことですね。それを加えていけばいいと思います。あと市民参加条例として書くわけですから、なぜ市民参加条例なのかという話にも関わりますけれども、やっぱり市民が直接関わっていくという、そういう直接性という部分を、ちょっと言葉はもう少し噛み砕く必要がありますけれども、直接関わっていくことでそういう新しい社会というものの築き上げていくと、その中身はいろいろで、民意の反映だとか、負担受益還元の明確さだとか、いろんな要素がありますけれども、それはちょっとどう盛り込むかは別にして、住民が直接関わっていくような新しい社会づくり、地域づくりというものを行っていくというその辺が先ほどの議論の中でちょっと加えていただけるかなと思いました。

もう1つ前文のところで市民自治というのはちょっとここに出ているんですね。前文のところに市民自治ということを書いた、市民参加と市民参加条例をいうのは、その市民自治を具体化させる1番大事なもののなのだとすることを、やっぱりこの中に明確に謳うということも必要なのかなと思います。

それから総則は先ほども申し上げたあの3つ、とりあえず3つ、市民参加の件、それからコミュニティの自立ということが伺えますし、それからそれを具体化させていく原則及び制度を明らかにする、それによって市民自治を保障する、それが2つめですね。それから3つ目が市民参加を通じてそういう市民自治の市政とまちづくりの活性化を諮るというそういうことが、目的、理念の中に入ってくるのかなというふうに感じました。それから定義は先ほど言ったとおりでちょっと膨らませていく必要があると思います。これは自治基本条例とずれるかどうかというのは、自治基本条例というのはあくまでも解釈していくものですから、その解釈した1つの形がこの市民参加条例にあらわれるという意味合いですね。だから市民ということをとらえる、特に市民参加の観点からとらえたときに、市民をどういうふうに解釈してどういうふうに膨らませていくのか、想定していくのかということは、まずはここでの定義ですので、そういうふうに定義をされるといいかなと思います。あとこの原則のところですけども、先ほどEさんがおっしゃったその7つで、私も基本的にいいかなと思いますけれども、あと最後に思いついたことは、市民が直接参加できる入り口ですよ。これをとにかく可能な限り

つくるということがこの市民参加条例の原則になっている。3つ目の各団体での参加とか、2つ目の課題発見がスタートだということに関わりますけれども、とにかく日常生活の中においてにせよ、公共的な場においてにせよ、とにかく市民がいろんな文脈で、いろんな手法で、いろんな形で関わりをもてる、あるいは参加していく、そういう環境を極力開いていくということを1つの原則にするのだということ、やっぱり設けておくというのではないのかなというふうに思いました。

それから2つ目が地域資源というものはできるだけ発掘して、課題解決に向けて生かしていくと。地域資源をとにかく最大限に生かしていく、つまりそういうふうに、これは目的とか前文に入れてもいいかもしれませんが、そういう地域資源これは、人、金、モノ、情報、施設、全てを含むのですけれども、あと資源循環みたいなものを少し考えてもいいのかなと思いました。

それから3つ目がこれは2章めの権利としてはありますけれども、その権利がどう解釈されるのかということがやっぱり大事で、私は個人が個人として尊重される市政と地域づくりという、これも是非どこかにちょっと入れてお考えいただきたいなと思います。これはDさんが先ほどいった子どもの問題であったりとか、障害者の問題であったりとか、いろんな環境におかれた人たちのことを配慮していく、配慮するための参加なのだという、こういうニュアンスもある、ここも1つ原則に入れてもいいかなと思いました。

というのがちょっと先ほどの議論にプラスしてちょっとご検討いただければと思いました。今日のところは以上です。

(委員長)

ありがとうございました。では、今後のスケジュールを決めて。

(E委員)

皆さんがたにもちょっとお伺いしたいのですが、これからは今日もちょっとこれを見て違和感をもったのですが、コミュニティ部会からの報告書というのはいしろにあるのですね、これをまたいろいろと前文の総則とか、市民参加とは、協働とは、とか、コミュニティ部会さんのテリ

トリー範囲以外のこともいっぱい入っているので、これからは、今の前文とか目的とか基本原則とかですね、それから議会のこととか、こちらは、委員長、副委員長にやっていただいて、コミュニティ部会はコミュニティ部会の範囲のデータをだして、それでそれを原案としてたたいていく。そのときに意見を出していただくというふうにしないと、資料がいっぱいあるので、そういうふうですっきりとしたいなど。うちのほうからはうちの受け持ち部分しか出しませんから、基本的には受け持ちの部分だけ出してください。それで何か、うちのほうの部会の資料の内容について、これについて何か意見があれば、それを基にしてたたいていただきたい、意見をだしていただきたい。

(D 委員)

まだこんなのが入っている。

(E 委員)

こういうふうに入っているのでいっぱいあって、わからなくなっていて一貫通貫にならないのですよ。

(D 委員)

書いているのに二重、三重でこう出てるのですね。担当したはずの組織までこっちに入っているのですよ。その辺はちょっと整理していただきたいですね。

(委員長)

その件につきましては、今までの出てきたものをCさんのほうで、流れに従ってすべて入れてきましたけれども、これについては、部会長と相談しながら、すっきりした形で議論のつなぎ目として提供したいと思います。

(D 委員)

すみません、今日の議論はこれで終わりなのですか。

(委員長)

そうですね。

(D委員)

そうすると全然まだ積み残しの内容的なもので、今日Cさんがいらっしゃっていないので、コミュニティのところのコミュニティ部会が出された前文、総則ではなくて、コミュニティへの参加ですよ。まずそれがまるっきりこの間の先生のを受けて、どういうふうフィードバックされたかというのがまずできていないということと、それとあと行政部会も何回もフィードバックされたらきりが無いと思うのですが、一応行政への市民参加ということで、新たに付け加えたその御指摘受けて、新たに付け加えた部分も出しているし、議会もそういうふうにして少し出して、協働も出てきているし、あと8番の市民参加推進というのは、これは全部をまとめて、Dが担当したという形で出しているもので、その辺についてはいつ、先生がいらっしゃるときでないとできないので、いつになるのでしょうか。次回ですか。

(委員長)

そのスケジュールの件についても、ちょっと事務局のほうから話があって相談しようということで、考えておりますので。お話いただけますか。

(兼子コミュニティ課長)

今現状で関谷先生お越しいただくのは、基本的には第3土曜日ですね。

(D委員)

ということは、次回はいつですか。

(J委員)

16日。

(兼子コミュニティ課長)

全体が月曜日ということですか。やりましょうということで前回はお話していますね。

(D 委員)

内容的にそれだけでできますか。今度10月16日。

(J 委員)

16日に今積み残したものを全部やるのですか。

(委員長)

全体の提案というか、16日の10時、この流れからいきますとまずスケジュールからいきますと、11月20日の第3土曜日は、関谷先生は、午前中はちょっと御都合悪いということで、これを夜7時からに変えてほしいというお話がありましたが、11月20日です。19時。10時を19時です。

(D 委員)

私、この日はちょっと参加できません。欠席いたします。

(E 委員)

10月は16日。

(D 委員)

16日で今までの積み残したものを全部。

(J 委員)

無理ではないですか。

先生のスケジュールはそれで結構なのですけれども、例えば今コミュニティ部会のまとめ案について、先生がいらっしゃらない場合もこのメンバーできちんと論議して、それであと16日は先生にでていただくというのはだめなのですか。

(委員長)

それで第3土曜日が、先生が可能だということで、第3土曜日の午前中または11月20日は夜になりますけれども、もう1回この間にできればいいなど。提案なのですけれども、第3土曜日ということで行くと第1月曜日というのはその打ち合わせというか、皆さん御都合いかがでしょうか。

(E委員)

4日。

(委員長)

4日です。

(D委員)

この4日の日はだいたいスケジュールもそうなのですが、内容的に積み残しの部分をやるのですか。

(委員長)

その前にだから第1月曜日ということは、今のやり方からすると11月も入れて第1月曜という、もう1回の月2回という形になりますけれども、それでよろしいでしょうかというまずその相談です。

(E委員)

いいのですけれども、そのくらいやらなくてはならないでしょうけれど、そのときには積み残ししたコミュニティ部会の今日の資料の3ページから5ページのコミュニティ部会さんの受け持ち部分のやっていないそれをやるということによいのですか。

(委員長)

ですから10月、11月、12月第1月曜というもう1回の会議を設定して、よろしいですかと。

(D 委員)

設定する前にだいたいこういう内容であるから、これで時間がないからそういうふうにするというのか、それともその辺をちょっと兼ね合いでちょっと私は考えてみたいと思うのですよね。内容的なもの……

(委員長)

その都度どうしようかという意味ですか。

(I 委員)

まとめてあるのですけれども、1から9までの項目の中で、今のところ全く話をしていないのが、5、7、8、9なのです。コミュニティのところとあと環境づくりと、組織のところというのは、全体で話をしていないので、それまだ前文とか行政とかというのは終わっている、あとその4項目を話して、10月4日コミュニティやったとして、そのあと環境づくりでまずどれだけなのか、組織でどれだけなのか、それと雑則とか全体を見直すというのがあるので、それである程度絞ってやっていく内容をコミュニティで2時間使うのか、それともコミュニティと環境を1時間ずつやって1回にするのかといったこともある程度決めておく必要があると思うのですけれども。まずは何も議論していないところからと。

(D 委員)

もちろんだけど、ただ何も議論していないところで例えばコミュニティというのは大事な部分だから、1度議論して出てきたものを最初にやったほうがいいと思います。そういうちょっとそののだいたいの荒荒のスケジュールを見ながら、やってみないとただスケジュールをポンと入れてもちょっとこちらのスケジュールの関係もあるので、優先順位をつけたいものですから、その辺はちょっとそういう形で見たいと思うのですが。

(E 委員)

4日はそれこそ1番大事なコミュニティ部会のことをやると。

(D 委員)

4日は、先生はいらっしゃるのですか。

(関谷先生)

4日はちょっと難しいのですが。

(D 委員)

それは、これはちょっといらっしゃるときにやったものもいいのと、その辺はちょっと前後したほうがいいと思います。コミュニティは先生がいらっしゃったときのほうがいいと思います。そうすると、そこでほぼ完結できるかなと思うのですよ。その前にあれのところというのを先にやってしまったほうがいいかなと思います。積み残しってどこでしたっけ。

(I 委員)

市民参加・協働推進のための環境づくりのところと、市民参加、協働推進の組織のところですか。

(D 委員)

組織は私ちょっと皆でちょっとというより、先生いらっしゃらないちょっとその辺の部分。16日のほうをまず決めて、16日コミュニティと、組織ですね。8番の組織。その4日の日はなんでしょう。

(I 委員)

環境のところと…1回話をしたところをもう1回。

(D 委員)

でも最後つめるときは、全体をつくった後の方がいいし、やっぱり先生がいらっしゃるほうがその最後でその辺で完結できるかなと思うので、詰めるのは。やっぱり皆だとまた話がワーストになってしまって、詰まらないので。そうすると全部先生がいらっしゃらないと無理かもしれない。

前文とかいいのではないですか。前文。4日は前文。前文とか定義とか、前文、目的、定義、その辺りですよ。

(委員長)

4日はJさん。

(D委員)

夜ですよ。Iさん。

(I委員)

出張で泊まりになるので。

(H委員)

私も月曜はちょっと。

(委員長)

それでは、月曜は無理ですね。

(I委員)

次またほかにずらしてもらえば問題ないのですが、11月とか。

(E委員)

月曜日はだめなのですか。

(D委員)

4日がだめなのですよ。

(I委員)

4日は、私は予定があるので。

(E委員)

なぜ4日なのかと。4日できないとだめなのですか。

(委員長)

いいえ、その調整を今やろうとしています。案として出したのが4日ということですよ。

(D委員)

では、4日だめだったら前文、目的、定義みたいなものを4日ではなくて、先生のいらっしゃる時やりましょうというのは、それは4日の週のうちのどれかですか。先生は16日しかないのですから、いらっしゃらないときにできる問題ということでは、1つ前文を……

(E委員)

皆さん、4日はだめなのですか。では、5とか6はどうなのですか。

(D委員)

6ならよいです。

(委員長)

6日は水曜日です。では、6日の7時から。

(E委員)

環境と前文、目的、定義からやると。先生がいるときに、16日はコミュニティと組織をやると。

(D委員)

そのとき事務局からも通知文として全体に関わるということではなく、細かくこれとこれとこれをやりますということ、通知文の中に入れておいてください。全体の共通理解、それは基本なのですから、基本ではなくて前文、目的、定義、総則とかというふうに、ちゃんと具体的なテーマをちょっと入れていただきたいと思います。

(J委員)

6日にやるということですね。

(D 委員)

6日ですね。

(J 委員)

通知文、要するに10月の中旬もやるということですね。

(D 委員)

違います。事務局に今お願いしたのです。6日は前文、目的、定義について、案内文を一応全体の理解といつも入れていただいているけれども、そうではなくて具体的にテーマをちゃんと入れていただくと。

(副委員長)

ここをやりますよ、この日はここをやりますよということですね。

(委員長)

それでは次の6日の日に環境、前文ということで6日の7時からやるということですね。それと実は先ほどできればもう1回、日にちを決めたいといったのは、傍聴者あるいは広報でのこれがありますという参加条例がありますと、お知らせのために日にちを前もって決めておきたいということがありましたので、水曜日だとすると11月以降についても何をするかという問題はあるかと思えますけれども、今の状況からすると必要になるだろうということで、第1水曜日を決めるということはいかがでしょうか。

(I 委員)

その都度では厳しいのですか。

(D 委員)

10月16日にはコミュニティと組織をやりますよね、積み残したコミュニティと組織をやって、それでそのあとやっぱり先生がいらっしゃ

るときに今度協働とか、行政の市民参加とかその辺修正したところもその次の段階で修正したところがあるじゃないですか。それは先生がいらっしゃるるときですよ。

(委員長)

先生がいらっしゃるの、決まっているのは11月の場合は20日土曜日の19時から。

(副委員長)

意見交換会が13日にありますからね。

(D委員)

意見交換会は13日でしょう。意見交換会が13日にあってそれで。

(J委員)

その準備をどこで。

(D委員)

だから骨子をEさんがいつまでにつくって、それを振り分けて役割分担をしていくというのがあから。

(E委員)

それは全部決まらないと。

(D委員)

決まらないといたって、13日は…

(兼子コミュニティ課長)

先生いないとだめだ、だめだということになると、決まらなくなってしまから、とにかく決めた方がよいのではないですか。

(D委員)

だからそれは骨子ぐらいであればできるのではないですか。骨子を1月13日に間に合わせないといけないから、それは11月に入っすぐぐらいにやらないといけないのではないですか。

(E 委員)

10月は。

(D 委員)

10月16日1回もつから。

(E 委員)

骨子と云って、見出しぐらいでしょう。そうなってくると。

(J 委員)

そうするとタイトになっていますので、先生がいらっしゃるということが10月16日ということを最大限に使った上で、その11月13日の準備をしないといけないと思うのですよ。つまり10月16日をさらにもう1回やってからやって行って、中身をつくっていかないと間に合わないと思うのですが。であれば16日のコミュニティと組織という2つを先生がいらっしゃる前でもって、私は現実的に2時間でこの2つ終わらないのではないかと考えていますから、それならば先に1回コミュニティを先生がいらっしゃらない時でもよいから、読まないといけないと思うのです。あるいはまたさらに別の日をつくるのかどうかを別としても、そうしておかないと無理だと思います。

(D 委員)

そうでなければ全部終わらないですね。

(J 委員)

逆にいえば先生にも、ある程度できあがったものに近いものを、みていただいたほうがよいと思います。

(D 委員)

それは、そうですよ。だけどそこまで議論自体が議論にならないようなふうになっているではないですか。毎回、毎回。だからその辺の部分がどうも心配だから、そうするとまたコミュニティをやってもう1回やって、もう1回やって、と何回もやらなければいけないのかなという話になるから、効率的にいいかなと思ったけれども、それはそれで別に反対しません、もちろん。あまり何回も同じものをずっと持ち越すのもいやだなと思って。

(E 委員)

本当は16日に先生にみていただく、先生にみていただくのはある程度こちらのだいたい決まったところで、お願いしたほうが。そうしないと失礼にあたるし、本当はこの6日と、それから11日の週くらいにもう1回くらいやって、ある程度。

(D 委員)

では、わかりました。16日に全部をコミュニティも組織も全てその今までの積み残したものを全部総ざらいで先生にみていただくと。総ざらいすると。その前にコミュニティは、全然初めてみるから、ちょっとどこかで。その前文と目的と定義とそのときに一緒に見ますか、6日の日に。

(J 委員)

入っておかないと無理ですよ。

(E 委員)

もう一回やって、時間が足らなければもう1回。

(J 委員)

もう1回、かならず必要になると思います。

(D 委員)

16日に一応総ざらいで全部みていただく。

(J 委員)

いやいや、6日と16日の間に必ずもう1回必要になりますから。

(E 委員)

それを固めてから先生にね、みていただくと。そういうふうにし
ましようよ。

(J 委員)

1番きついところですからね。意見交換会も成功させなければ。

(D 委員)

では、16日は全て積み残しをやると。それで先生にみていただくと。
16日で一応ほぼ決まりということにしたいということですね、内容的
には。その前に市民との意見交換会があるから、そうすると6日の日に
して、コミュニティもこの6日に一応入れておきますか。コミュニティ
を。コミュニティを入れておいてそれで時間切れだったら、次のもう1
回もちますか。その次は11日の週16日の前の11日の週に。担当者
は結構厳しいですよ。

(J 委員)

担当者とは。

(D 委員)

Cさんの書かれているわけだから、それをもういっぺん出てきたこと
をこうフィードバックしないといけないから、16日にそなえてフィー
ドバックさせていただいたものを16日に出してくるということではな
いですか。

(J 委員)

だからその辺はちょっとコミュニティ部会の都合はわからないから。

(D 委員)

でも、コミュニティ部会の方がいらっしゃるから。だいたいどの辺でいいかという。BさんとHさんいらっしゃるし。

(E 委員)

6日に全部やることにして当然時間切れになるだろうから、もう1日予備日を、11日の週につくっておいたらどうですかと。それでそこでまとめて、全体像ができたところで、先生にみていただくということで。

(D 委員)

では、予備日を一応6日ではなくていつの週にBさんとHさんで担当のほうの部署の御都合のいいときみたいなものをメインにしないとね。

(E 委員)

6日に全部積み残したコミュニティ部会、環境、組織、前文、目的、定義、今まで先生にみていただいたことを、もう1回われわれの内部で検討すると。たぶん時間になるだろうからその予備日として12日の週に1回と。そしてそこでうちの検討委員会も素案の最終案ですよという形で先生に16日に見ていただくと。

(委員長)

その予備日というのはこの委員会を6日の次にもう1回、やるということですね。

(E 委員)

だからたぶん時間切れになるでしょうとっているわけです。

(J 委員)

それでもっと具体的に申し上げれば、16日に先生に出ていただく会を大事にするのであれば、最終的に15日までにその直った案が事務局に届けられて、須郷さんに全部プリントアウトしてもらって用意すると、

そういうことであれば、15日の前にやらなければいけない。少なくとも修正を加えれば14日の日に修正をやればもう次回12か13しかないわけですから、それか10日の日曜日か。

(委員長)

では、12日の19時に、ただ一応これは予備ということで、コミュニティ部会のほうにも連絡します。

(J委員)

大事なものは、Cさんの出席を是非。6日と12日が。

(D委員)

6日の日はちょっと出てきていただかないと。これを書いて説明をしていただくこともあるので。

(委員長)

あとは事務局に。報告なり特にはないですか。

(兼子コミュニティ課長)

ありません。

(委員長)

では、今日はこれで。

(閉 会)